

## 積立介護費用保険の約款

### ——普通保険約款・特約条項——

このたびは弊社にご契約いただきましてありがとうございました。  
お申し込みにしたがい保険証券をお届けいたしますので、お目通しのうえお受け取りください。  
弊社は、明治44年創業以来“ご契約者の安心と幸せ”をお守りすることを念願とし、逐年発展の一途をたどって  
おりますが、これもみなさまのかわらぬお引立によるものであり、ここに厚くお礼申し上げます。  
どうぞ、このたびのご契約を機会にご愛顧をたまわりますようお願い申し上げます。

## 日産火災海上保険株式会社

### おねがい

#### 保険証券をよくおたしかめください。

お届けいたしました保険証券の記載項目に間違いはございませんか。  
もし間違い、その他お気づきの点がございましたらご連絡（☎）ください。

#### ご契約の内容に変更がおこったら

つぎのような変更がおこったらすぐにご連絡（☎）  
のうえ、所定の手続きをおとりください。

もし、ご連絡がありませんと、保険金のお支払に  
支障をきたす場合がありますからご注意ください。

(1) ご契約後、転居、町名変更などにより、ご  
契約者または被保険者の方のご住所、ご通  
知先が変更となるとき。

(2) ご契約の後に、この保険契約と全部または  
一部について支払責任が同一である他の保  
険契約を同一被保険者について締結する時、  
または、これらの保険契約があることを  
知ったとき。

(注) ここでいう他の保険契約とは、介護費用  
保険、医療費用保険等をいいます。

#### 要介護状態となられたとき

遅滞なく要介護状態の内容を証明する医師の  
診断書を添えて書面により弊社または取扱代  
理店へご通知ください。ご通知のない場合に  
は、保険金をお支払いできないことがあります。

#### ご連絡方法

ご連絡場所……証券に記載された代理店または  
は弊社取扱店

ご連絡事項……ご契約者住所、氏名、照会番  
号（保険証券記載の取扱店コ  
ードと証券番号）、保険期間、  
ご契約の変更内容、または入  
院されたときは病気や傷害の  
内容、入院の状況など。

※日産火災フリーダイヤル24時間事故受付  
フリーダイヤルでも24時間事故受付をして  
おります。

（☎ 0120-232355）

#### お客様サービスセンター をご存じですか？

保険のことなら専門の係員がご相談に応じま  
す。

どんなことでもお気軽にご相談ください。

〒107-8654

東京都港区北青山2丁目9番地5号

（日産火災本社ビル内）

TEL. 東京（03）3404-4111

## 目 次

介護費用保険普通保険約款 .....	1
<特約条項>	
41. 寝たきりのみ担保特約条項 .....	4
42. 痴呆のみ担保特約条項 .....	4
43. 支払限度期間設定特約条項 .....	4
9A. 団体扱保険料分割払特約条項（一般A） .....	5
9B. 団体扱保険料分割払特約条項（一般B） .....	5
9C. 団体扱保険料分割払特約条項（一般C） .....	6
9D. 団体扱保険料分割払特約条項 .....	7
積立型基本特約条項 .....	7
TE. 積立期間満了時返れい金等の分割払等に関する特約条項 .....	11
TC. 積立期間満了時返れい金等による保険料調整特約条項（基本特約用） .....	12
9E. 初回保険料の口座振替に関する特約条項 .....	12
9H. クレジットカードによる保険料支払に関する特約条項（積立型基本特約条項付帯契約用） .....	13

## 介護保険法施行に伴う読み替え特約条項（平成 12 年 4 月 1 日以後に有効な保険契約に適用します）

### 第 1 条（この特約の主旨）

この特約は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の施行に伴い、介護費用保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）を読み替えるものです。

### 第 2 条（普通約款の読み替え）

この特約により、普通約款を次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 第 2 条（用語の定義）第 5 号の規定中「老人保健法に規定された老人保健施設ならびに老人福祉法に規定された養護老人ホームおよび特別養護老人ホーム」とあるのは「老人福祉法に規定する養護老人ホームおよび特別養護老人ホームならびに介護保険法に規定する指定介護老人福祉施設および介護老人保健施設」
- (2) 第 4 条（医療費用・介護施設費用保険金の支払）第 1 項第 2 号の規定中「老人福祉法または老人保健法の規定に基づき負担した費用」とあるのは「老人福祉法または介護保険法の規定に基づき負担した費用」、「老人福祉法または老人保健法の規定に基づき扶養義務者が負担した費用」とあるのは「扶養義務者が負担した費用」

### 第 3 条（この特約の適用）

この特約は、平成 12 年 4 月 1 日以後に有効な保険契約に適用します。

# 介護費用保険普通保険約款

## 第1章 当会社の責任

### 第1条 (当会社の支払責任)

当会社は、被保険者ががたきりにより介護が必要な状態または宿室により介護が必要な状態（以下「要介護状態」といいます。）となったときは、この約款に従い保険金（医療費用・介護施設費用保険金・介護費用保険金および臨時費用保険金をいいます。以下同様とします。）を支払います。

### 第2条 (用語の定義)

この約款において、次の用語の定義は、当該各号に定めるところによります。

#### (1) 疾患により介護が必要な状態

該日既死しており、かつ、次のいずれにも該当する状態をいいます。

イ、歩行の際に、補助用具（義手、義足、車いす等）を用いても、別表1の第1項に規定するいずれかの状態またはそれらと同程度の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要あること。

ロ、次のいずれかの行為の際に、補助用具を用いても、それぞれ別表1の第2項から第5項までに規定するいずれかの状態またはそれらと同程度の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること。

(ア) 食事

(イ) 排泄

(エ) 入浴

(オ) 衣類の着脱

#### 2. 症状

正常に発達した知的機能が、脳内に後天的に生じた器質的な病変または損傷により、全般的かつ持続的に低下する状態をいいます。

#### 3. 宿室により介護が必要な状態

痴呆症であり、かつ、宿室により次のいずれかに該当する状態をいいます。

イ、次のいずれかの行為の際に、補助用具を用いても、それぞれ別表1の各項に規定するいずれかの状態またはそれらと同程度の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること。

(ア) 歩行

(イ) 食事

(エ) 排泄

(オ) 入浴

(オ) 衣類の着脱

ロ、別表2に規定する通常の日常生活を逸脱したいずれかの問題行動、または、それらと同程度の介護を必要とする問題行動があるために、常に他人の介護が必要であること。

#### 4. 病院等

病院または診療所をいいます。

#### 5. 介護施設

老人保健法に規定された老人保健施設ならびに老人福祉法に規定された養護老人ホームおよび特別養護老人ホームをいいます。

#### 6. 支払対象期間

被保険者が要介護状態であることを医師（保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が医師である場合には、これらの者以外の医師をいいます。以下同様とします。）が診断した日（以下「支払対象期間開始日」といいます。）から被保険者が要介護状態でなくなった日（以下「支払対象期間終了日」といいます。）までの期間をいいます。

#### 7. 重複保険契約

この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である他の介護費用保険契約等の保険契約をいいます。

#### 8. 保険年度

初年度については、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。

### 第3条 (責任の範囲および除外)

① 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されているときは、その時刻）に始まり、被保険者が死亡した時に終わります。

② 前項の時刻は、保険証券発行時の標準によるものとします。

③ 前2項の規定にかかるわざ、当会社は、次の場合は保険金を支払いません。

イ、保険期間開始前に、傷害、疾患その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

ロ、一時払保険料または第1回保険料の領収前に、傷害、疾患その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

オ、一時払保険料または第1回保険料の領収前に、要介護状態となった場合

## 第2章 保険金の種類および支払額

### 第4条 (医療費用・介護施設費用保険金の支払)

① 当会社は、被保険者が要介護状態となり、その要介護状態が支払対象期間開始日からその日を含めて180日を超えて継続した場合には、その直接の結果として被保険者が次の費用（被保険者の介護に要した必要かつ有益な費用に限ります。）を負担したことによって被った損害に対して、医療費用・介護施設費用保険金を被保険者に支払います。

② 被保険者の療養のために病院等に対して支払った費用

③ 被保険者が介護を受けるために継続して8日間以上介護施設に入所した場合に老人福祉法または老人保健法の規定に基づき負担した費用。ただし、老人福祉法または老人保健法の規定に基づき扶養義務者が負担した費用は被保険者が負担した費用とみなします。

④ 前項の費用は、被保険者が支払対象期間開始日から支払対象期間終了日の属する月の末日までの期間中に負担した費用に限ります。

⑤ 医療費用・介護施設費用保険金の支払額は、支払対象期間中の各月について、保険証券記載の医療費用・介護施設費用保険金額を限度とします。

⑥ 次のいずれかの給付があるときは、その額を被保険者が負担した第1項の費用の額から差し引くものとします。

⑦ 被保険者が負担した第1項の費用について第三者により支払われた損害賠償金

⑧ 第1項の費用を被保険者が負担したことによって被った損害を全て補するために行われたその他の給付（重複保険契約により支払われた医療費用・介護施設費用保険金に相当する保険金を除きます。）

### 第5条 (介護費用保険金の支払)

① 当会社は、被保険者が要介護状態となり、その要介護状態が支払対象期間開始日からその日を含めて180日を超えて継続した場合には、支払対象期間中の各月について、保険証券記載の介護費用保険金額に被保険者の状態に応じ次の割合（支払対象期間開始日または支払対象期間終了日の属する月については、次の割合にその月の総日数に対するその月の支払対象期間の日数の割合を乗じた割合）を乗じた額を介護費用保険金として被保険者に支払います。

② 在宅介護を受けている状態、有料老人ホームで介護を受けている状態等②および③以外の状態

③ 病院等に入院し介護を受けている状態

④ 繼続して8日間以上介護施設に入所し介護を受けている状態

⑤ 前項の場合において、支払対象期間中の同一月に前項各号の状態が複数あるときは、その月については、前項各号の状態ごとに次の算式によって計算された支払額の合計額を介護費用保険金として被保険者に支払います。この場合において、前項各号の状態が複数ある日については、その日の午後12時の状態をその日の状態とみなして計算します。

$$\text{前項各号の状態} = \frac{\text{保険証券記載の介護費用}}{\text{支払額}} \times \frac{\text{前項各号の状態}}{\text{に応じた割合}} \times \frac{\text{前項各号の状態に該当する日数}}{\text{その月の総日数}}$$

### 第6条 (臨時費用保険金の支払)

① 当会社は、被保険者が要介護状態となり、その要介護状態が支払対象期間開始日からその日を含めて180日を超えて継続した場合には、その直接の結果として被保険者が次の費用（被保険者の介護に要した必要かつ有益な費用に限ります。）を負担したことによって被った損害に対して、臨時費用保険金を被保険者に支払います。

② 次の介護機器の購入費用

イ、介護用車いすおよびその付属品

ロ、介護用ベッドおよびその付属品

ハ、簡易ポータブル浴槽および湯沸器

ニ、電動エアーバッグ

ホ、その他当会社が認めた介護機器

③ 住宅の改造費用

④ 前項の費用は、被保険者が支払対象期間中に負担した費用に限ります。

⑤ 臨時費用保険金の支払額は、保険期間を通過して保険証券記載の臨時費用保険金額を限度とします。

⑥ 次のいずれかの給付があるときは、その額を被保険者が負担した第1項の費用の割から差し引くものとします。

⑦ 被保険者が負担した第1項の費用について第三者により支払われた損害賠償金

⑧ 第1項の費用を被保険者が負担したことによって被った損害を全て補するために行われたその他の給付（重複保険契約により支払われた臨時費用保険金に相当する保険金を除きます。）

### 第7条 (重複保険契約)

① 第4条（医療費用・介護施設費用保険金の支払）第1項または前条第1項の費用に対して保険金を支払う重複保険契約がある場合において、保険金を支払うべき期間を重視し、かつ、それぞれの保険契約について他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が、被保険者が負担した費用の額をこえるときは、当会社は、次の

算式によって算出された額を保険金として支払います。

$$\text{この保険契約の支払責任額} = \frac{\text{被保険者が負担した費用の額}}{\text{支払保険金の額}} \times \frac{\text{この保険契約の支払責任額}}{\text{それぞれの保険契約の支払責任額の合計額}}$$

② 前項の規定は、医療費用・介護施設費用保険金および臨時費用保険金ごとに適用します。

③ 第1項の被保険者が負担した費用の額は、第4条（医療費用・介護施設費用保険金の支払）第1項または前条第1項の費用の額から、第4条（医療費用・介護施設費用保険金の支払）第4項または前条第4項に規定された給付等の額をそれぞれ控除した額をいいます。

#### 第8条（要介護状態の程度が加重された場合の取扱い）

① 保険金支払の対象となっていない事由の影響によって、保険金を支払うべき要介護状態の程度が加重されたときは、当会社は、その影響がなかった場合に相当する第4条（医療費用・介護施設費用保険金の支払）第1項および第6条（臨時費用保険金の支払）第1項の費用の額ならびに支払対象期間を決定して保険金を支払います。

② 正当な理由がないのに、被保険者が治療を怠り、または、保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかつたために、保険金を支払うべき要介護状態の程度が加重されたときも、前項と同様の方法で保険金を支払います。

## 第3章 保険金を支払わない場合

### 第9条（保険金を支払わない場合）

① 次のいずれかの事由による要介護状態に対しては、当会社は、保険金を支払いません。

① 保険契約者はまた被保険者の故意または重大な過失  
② 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額にいては、この限りではありません。

③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為  
④ 被保険者の麻薬、あん、大麻または覚醒剤等の使用。ただし、治療を目的として医師がこれらのものを用いた場合は、この限りではありません。

⑤ 被保険者のアルコール依存、薬物依存または薬物乱用。ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、この限りではありません。

⑥ 被保険者の先天性異常  
⑦ 地震、噴火または津波

⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動（この約款においては、群衆または多数の者の団体の行動によって、全国または一部の地区において著しく平和が壊され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます）

⑨ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれららの特性による事故

⑩ 第3号の事由に隠して生じた事故またはこれららう秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑪ 第9号以外の事故または放射能汚染

⑫ 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚症状のないもの（原因のいかんを問いません。）

⑬ 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで、または、酒に酔って正常な運転ができないおそれがある状態で、自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故

⑭ 正当な理由がないのに、被保険者が治療を怠り、または、保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかつたために、被保険者が要介護状態となったとき、または、被保険者の要介護状態が支払対象期間開始日からその日を含めて180日を超えて継続したときは、当会社は、保険金を支払いません。

## 第4章 保険料の払込みおよび保険契約の復活

### 第10条（保険料の払込み）

① 保険契約者は、この保険契約の締結と同時に一時払保険料または第1回保険料を払い込み、第2回以降の保険料については、保険証券記載の払込期日（以下「払込期日」といいます。）までに払い込まなければなりません。

② 当会社が保険金を支払う場合において、支払対象期間開始日の属する月の末日までに払込期日が到来している未払保険料があるときは、当会社は、支払保険金からその金額を差し引き、保険料の払込みに充当します。

### 第11条（保険料払込方法の変更）

保険契約者は、当会社が承認した場合に限り、保険証券記載の保険料払込方法（以下「保険料払込方法」といいます。）を変更することができます。

### 第12条（第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力）

① 第10条（保険料の払込み）第1項の規定にかかわらず、第2回以降の保険料の払込みについては、払込期日の属する月の翌月末日まで猶予期間とします。

② 保険料が猶予期間内に払い込まれないとときは、保険契約は猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。

### 第13条（保険料の前納）

① 保険契約者は、保険料払込方法が一時払以外の場合には、当会社の定める方法により、将来到来する払込期日の保険料を前納することができます。

② 前項の規定により前納する保険料については、当会社所定の利率および方法により割り引きます。

### 第14条（第2回以降の保険料の払込免除）

① 当会社は、被保険者が保険金を支払うべき要介護状態となった場合には、支払対象期間開始日の属する保険年度に対する保険料については、支払対象期間開始日の属する月の翌月以降に到来する払込期日に払い込まねばならない保険料のうち、その後の保険年度に対する保険料については、当該保険年度の初日において被保険者が離脱して要介護状態であるときに限り、その払込みを免除します。

② 前項の規定により払込みが免除されるべき保険料のうち、すでに払い込まれた保険料がある場合には、当会社は、その保険料を被保険者に返します。

③ 第1項の規定により保険料の払込みが免除されている期間（以下「払込免除期間」といいます。）中は、第11条（保険料払込方法の変更）の規定は適用しません。

### 第15条（保険料の前納と払込免除との関係）

① 第13条（保険料の前納）の規定により保険料が前納された保険契約について、前条第1項の規定により保険料の払込みが免除される場合には、前納された保険料のうち払込免除期間開始後に払込期日が到来する保険料相当額を保険料に充て返します。

② 前項の規定により保険料が返却された場合において、払込免除期間が終了したときは、保険契約者は、払込免除期間終了後初めて到来する払込期日から、保険料払込方法に従い保険料を払い込むものとします。

### 第16条（保険契約の復活）

① 保険契約が第12条（第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力）第2項の規定により効力を失った日から3ヶ月以内は、保険契約者は、保険契約の復活を請求することができます。ただし、保険契約者が第25条（保険料の返却）無効および先述の場合）第3項に規定する保険料の返却を請求した後は、この限りではありません。

② 当会社が保険契約の復活を承認したときは、保険契約者は、当会社の指定する日（以下「指定日」といいます。）までに払込期日が到来している未払保険料に当会社所定の利率により計算した利息をつけて、一括して払い込むものとします。

③ 前項の未払保険料が指定日までに払い込まれなかった場合には、保険契約は復活しなかったものとします。

④ 保険契約が復活した場合であっても、当会社は、次の場合には保険金を支払いません。

① 第2項の未払保険料の領収前に、傷害、疾患その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

② 第2項の未払保険料の領収前に、要介護状態となった場合

### 第17条（保険料の追徴または返還—保険料の改定の場合）

① 保険期間の中途において、この保険契約に適用されている保険料が改定され、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、当会社の定める方法により計算した保険料を追徴または返却し、保険料払込方法が一時払以外の場合に改定された日の前日の属する保険年度の翌保険年度以降、保険料を変更します。

② 前項の規定により保険料が追徴される場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当会社は、次の場合には、変更前保険料の変更後保険料に対する割合により、保険金を削減して支払います。

① 追加保険料の領収前に、傷害、疾患その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

② 追加保険料の領収前に、要介護状態となった場合

## 第5章 保険契約者または被保険者の義務

### 第18条（告知義務）

① 保険契約の特約（保険契約の復活を含みます。以下同様とします。）の際に、保険契約者または被保険者（これらの者の代理人を含みます。以下本条において同様とします。）が故意または重大な過失によって、保険契約申込書（保険契約の復活の際には保険契約の復活を請求する旨の記載事項について、当会社に知っている事実を告げずまたは不正のことを告げたときは、当会社は、保険証券記載の保険契約者の住所（第21条（保険契約者等の住所変更に関する通知義務）第1項の通知があった場合には、その住所または通話先とします。以下同様とします。））にあって述べる旨面による通知をもって、この保険契約を解消することができます。

② 前項の規定は、次の場合には適用しません。

① 前項の告げなかった事実または告げた不実のことがなくなつた場合

② 当会社が保険契約の締結の際に、前項の告げなかった事実もしくは告げた不実のことを知り、または、過失によってこれを知らなかつた場合

③ 被保険者が要介護状態となる前に、保険契約者は、被保険者が、前項の告げなかった事実または告げた不実のことについて訴文をもって更正を当会社に申し出、当会社がそれを承認した場合。なお、更正の申出を受けた場合において、保険契約の締結の際に、保険契約者または被保険者がその更正すべき事実を当会社に告げていなとしても当会社が保険契約を締結していたと認められるときに限り、当会社は、これを承認するものとします。

④ 当会社が前項の告げなかった事実または告げた不実のことを知った日からその日を含めて保険契約を解除しないで30日を経過した場合

⑤ 第1項の告げなかった事実または告げた不実のことが当会社の危険測定に関係のものであった場合には、第1項の規定は適用しません。ただし、重複保険契約に関する事項については、この限りではありません。

⑥ 第1項の解除が要介護状態となった時以降になされた場合でも、第24条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、すでに保険金を支払っていたときは、当会社は、その返却を請求することができます。

⑦ 保険契約を締結する際に、当会社は、特に必要と認めたときは、事実の調査を行い、また、被保険者に対して当会社の指定する医師の診断を求めることがあります。

### 第19条（保険料の追徴または返還—更正の申出に応じて承認をする場合）

① 前条第2項第3号の承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、保険料払込方法ごとに次の

方法で処理します。

- (1) 保険料払込方法が一時払の場合には、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料の差額を追徴または返還します。
- (2) 保険料払込方法が一時払以外の場合には、当会社は、承認した日の算する保険年度末までの保険料については、変更前の保険料・変更後の保険料の差額を一括して追徴または返還し、承認した日の算する保険年度の型保険年度以降の保険料については、保険料を変更します。ただし、第13条(保険料の前納)の規定により保険料が前納された保険契約については、当会社は、当会社の定める方法により計算した保険料を追徴または返還します。

- ② 前項の規定により保険料が追徴される場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当会社は、次の場合は保険金を支払いません。

  - (1) 追加保険料の領収前に、傷害・疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
  - (2) 追加保険料の前納時に、要介護状態となった場合

#### 第20条(重複保険契約に関する通知義務)

保険契約締結の後、保険契約者は被保険者(これらの者の代理人を含みます)は、重複保険契約を締結するときはあらかじめ、重複保険契約があることを知ったときは迅速なく、背面をもってその旨を当会社に申し出て、保険証券に承認の表示を請求しなければなりません。

#### 第21条(保険契約者等の住所変更に関する通知義務)

① 保険契約者は、被保険者または保険金を受け取るべき者は(これらの者の代理人を含みます)は、以下本条において同様とします)が住所または通知先を変更したときは、すみやかに当会社に通知することを要します。

② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が前項の通知をしなかったときは、当会社の知った最終の住所または通知先に送付した通知は、通常到達するするために要する期間を経過した時に保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に到達したものとみなします。

## 第6章 保険契約の無効および解除ならびに保険料の返還

#### 第22条(保険契約の無効)

保険契約の締結の際に、この保険契約に関し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者(これらの者の代理人を含みます)に詐欺の行為があったときは、この保険契約は無効とします。

#### 第23条(保険契約の解除)

① 当会社は、第20条(重複保険契約に関する通知義務)に規定された重複保険契約の事実があることを知ったときは、その事実について承認書類請求権を受領したか否かを問わらず、保険証券記載の保険契約者の住所にあってて送付する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

② 前項のほか、当会社は、この保険契約を解除する相当の理由があると認めたときは、解除する日の30日前の日以前に保険証券記載の保険契約者の住所にあってて送付する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

③ 保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

④ 第1項の解除をした場合において、第20条(重複保険契約に関する通知義務)に規定された重複保険契約の事実が生じた時以降に要介護状態となったときは、当会社は、保険金を支払いません。もし、すでに保険金を支払っていたときは、第24条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当会社は、その返還を請求することができます。

⑤ 第1項に基づく当会社の解除権は、当会社がその事実があることを知った日からその日を含めて30日以内に行使しなければ消滅します。

#### 第24条(保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

#### 第25条(保険料の返還・無効および失効の場合)

① 保険契約が無効であった場合において、保険契約者または被保険者(これらの者の代理人を含みます)以下本条において同様とします)に故意または重大な過失がなかったときは、当会社は、すでに払い込まれた保険料に当会社所定の利率(年5分以内)により計算した利息をつけて、保険契約者に返還します。

② 保険契約が無効であった場合において、保険契約者または被保険者に故意または重大な過失があったときは、当会社は、保険料を返還しません。

③ 保険契約が失効した場合は、当会社は、被保険者が満75歳に達するまでの未経過期間に対応する保険料を基に当会社の定める方法により計算した額を返還します。ただし、被保険者が既往経過期間中に保険金を支払うべき要介護状態となっていたとき、または、保険契約が失効した日の算する保険年度の初日において被保険者の年齢が満75歳に達していたときは、この限りではありません。

#### 第26条(保険料の返還・解約および保険責任の終了の場合)

保険契約が解除されたときおよび第3条(責任の始期および終期)第1項の規定により当会社の保険責任が終了したときは、当会社は、被保険者が満75歳に達するまでの未経過期間に対応する保険料を基に当会社の定める方法により計算した額を返還します。ただし、被保険者が既往経過期間中に保険金を支払うべき要介護状態となっていたとき、または、保険契約が解除された日もしくは保険責任が終了した日の算する保険年度の初日において被保険者の年齢が満75歳に達していたときは、この限りではありません。

## 第7章 保険金の請求手続

#### 第27条(要介護状態となったときの通知)

① 被保険者が要介護状態となったときは、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者(これらの者の代理人を含みます)以下本条において同様とします)は、迅速なく、要介護状態の内容を証明する医師の診断書(当会社の定める様式とします)を添えて書面により通知し、その通知の内容について当会社が説明を求めたときは、

これに応じなければなりません。

- ② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がないのに前項の規定に違反したとき、または、その通知もしくは説明において知っている事実を告げずもしくは不実のことを告げたときは、当会社は、保険金を支払いません。

#### 第28条(保険金の請求)

- ① 被保険者または保険金を受け取るべき者は、次のそれぞれの日からその日を含めて30日以内に、次項の書類を当会社に提出しなければなりません。

- (1) 支払予期期間開始日からその日のを含めて180日を経過した日の翌日
- (2) 前号の日以降被保険者が継続して要介護状態にあるときは、前号の日の1年ごとの応当日

- (3) 支払対象期間終了日

- ② 当会社に提出する書類は、次のとおりとします。

- (1) 当会社の定める保険金請求書
- (2) 保険証券

- (3) 当会社の定める要介護状態報告書

- (4) 被保険者または保険金を受け取るべき者の印鑑証明書

- (5) 要介護状態の内容を証明する医師の診断書および診療明細書(当会社の定める様式とします)。

- (6) 第4条(医療費用・介護施設費用保険金の支払)第1項の費用および第6条(臨時費用保険金の支払)第1項の費用を支払ったことを示す領収書

- (7) 被保険者の戸籍抄本

- (8) 当会社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書

- ③ 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合には、次の者がその事情を示す書類その他当会社が定める書類をもってその旨を当会社に申し出、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。ただし、被保険者に法定代理人がいる場合、または、被保険者が保険金の請求を第三者に委任している場合は、この限りではありません。

- (1) 被保険者と同居または生計を共にする配偶者

- (2) 前号に規定する者がいない場合、または、前号に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

- (3) 前2号に規定する者がいない場合は、または、前2号に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、第1号以外の配偶者または前号以外の3親等内の親族

- ④ 前項の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

- ⑤ 被保険者または保険金を受け取るべき者が、保険金の請求を第三者に委任する場合には、第2項の書類のほか、委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書を提出しなければなりません。

- ⑥ 当会社は、第2項、第3項および前項に規定された書類の一部の省略を認めることができます。

- ⑦ 被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がないのに第1項、第3項もしくは第5項の規定に違反したとき、または、提出書類につき知っている事実を告げずもしくは不実のことを告げたときは、当会社は、保険金を支払いません。

#### 第29条(当会社の指定医による診察等の要求)

- ① 当会社は、第27条(要介護状態となったときの通知)の通知または前条の書類を受け取った場合において、必要と認めたときは、当会社が費用を負担して、当会社の指定する医師による被保険者の身体の診察もしくは死体の検査を行うことを、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者(これらの者の代理人を含みます。以下本条において同様とします)等の関係者に対して求めることがあります。

- ③ 前項の当会社の申出につき、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がないのにこれを拒んだときは、当会社は、保険金を支払いません。

#### 第30条(保険金の支払)

- ① 当会社は、被保険者または保険金を受け取るべき者が、第28条(保険金の請求)の手続を完了した日からその日を含めて30日以内に、保険金を支払います。

- ② 前項を適用する場合において、当会社が特別な事情によりこの期間内に必要な調査を終えることができないときは、その調査を終えた後に、遅滞なく保険金を支払います。

- ③ 当会社は、被保険者または保険金を受け取るべき者の申出によって、当会社の定める方法により保険金の内払を行います。

- ④ 保険金の支払は、当会社があらかじめ承認した場合を除いては、日本国内において、日本国外をもって行うものとします。

#### 第31条(鑑定人および指定人)

- ① 当会社が支払うべき保険金の額の認定について、当会社と保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者との間に争いを生じたときは、その争いは当事者双方が書面によって選定する各1名ずつの指定人の判断に任せます。もし、指定人の間に意見が一致しないときは、双方の指定人が選定する1名の指定人にこれを裁定させます。

- ② 当事者は、自己の選定した指定人の費用(報酬を含みます)を各自負担し、その他の費用(指定人に対する報酬を含みます)は、半額ずつこれを負担するものとします。

#### 第32条(代 位)

- ① 当会社は、医療費用・介護施設費用保険金または臨時費用保険金を支払ったときは、その支払った医療費用・介

該施設費用保険金または臨時費用保険金の額を限度として、かつ、被保険者の権利を害さない範囲内で、被保険者がその損害につき第三者（他人のためにする保険契約の場合の保険契約者を含みます。以下本条において同様とします。）に対して有する権利を取得します。

② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。以下本条において同様とします。）は、当会社が取得する前項の権利の保全および行使、ならびに、そのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がないのに前項の規定に違反したときは、当会社は、第三者に対して有する権利を行使することによって取得することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払いません。

## 第8章 契約年齢の計算および契約年齢または性別の誤りの処理

### 第33条（契約年齢の計算）

この保険契約の保険期間の初日における被保険者の年齢（以下「契約年齢」といいます。）は、満年齢で計算します。  
第34条（契約年齢または性別の誤りの処理）

① 保険契約申込書記載の被保険者の契約年齢に誤りがあった場合には、次の方法で処理します。

① 実際の契約年齢が当会社の定める契約年齢の範囲外であった場合には、この保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料に当会社所定の利率（年6%以内）により計算した利息をつけて、保険契約者に返還します。

② 実際の契約年齢が当会社の定める契約年齢の範囲内であった場合には、初めから実際の契約年齢に基づいて保険契約を終結したものとみなし、すでに払い込まれた保険料が正しい契約年齢に基づいた保険料と異なるときは、その差額を追徴または返還します。また、保険料払込方法が一時払以外の場合には、以降到来する払込期日の保険料を変更します。

③ 実際の契約年齢に基づいて保険料を算定する場合には、実際の性別に基づいて保険契約を終結したものとみなし、すでに払い込まれた保険料が正しい性別に基づいた保険料と異なるときは、その差額を追徴または返還します。また、保険料払込方法が一時払以外の場合には、以降到来する払込期日の保険料を変更します。

④ 前2項の規定により保険料が追徴される場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当会社は、次の場合には、変更前保険料の変更後保険料に対する割合により、保険金を削減して支払います。

- ① 追加保険料の領収前に、傷害、病気その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
- ② 追加保険料の領収前に、要介護状態となつた場合

## 第9章 その他

### 第35条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

## 介護費用保険特約条項

### 41. 寝たきりのみ担保特約条項

#### 第1条（当会社の支払責任）

当会社は、介護費用保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）の規定にかかるわらず、被保険者が寝たきりにより介護が必要な状態となつたときに限り、保険金（医療費用・介護施設費用保険金、介護賃費用保険金および臨時費用保険金をいいます。）を支払います。

#### 第2条（普通約款の読み替え）

普通約款の規定中「要介護状態」とあるのは「寝たきりにより介護が必要な状態」と読み替えて適用します。

#### 第3条（普通約款との関係）

この特約条項に規定されていない事項については、この特約条項の趣旨に反しない限り、普通約款の規定を準用します。

### 42. 痴呆のみ担保特約条項

#### 第1条（当会社の支払責任）

当会社は、介護費用保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）の規定にかかるわらず、被保険者が痴呆により介護が必要な状態となつたときに限り、保険金（医療費用・介護施設費用保険金、介護賃費用保険金および臨時費用保険金をいいます。）を支払います。

#### 第2条（普通約款の読み替え）

普通約款の規定中「要介護状態」とあるのは「痴呆により介護が必要な状態」と読み替えて適用します。

### 第36条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

#### 別表1

##### 1. 歩行

- ① 両手両足をつけて這ったり、膝・尻をつけて進んだりしないと移動できない。
- ② 自分では寝返りおよびベッド上の小移動しかできない。
- ③ 自分は全く移動することができない。

##### 2. 食事

- ① 食器または食物を工夫しても自分では食事ができない。
- ② 自分は全く食事ができない（身体の障害により摂食中であり、絶口食は禁じられ点滴で栄養をとっている、または、流動食に限られている場合を含む）。

##### 3. 排せつ

- ① 自分では拭取りの始末ができない。
- ② 自分では座位を保持することができない。
- ③ かなりの頻度で失禁してしまうので、おむつまたは特別な器具を使用している。
- ④ 医師から絶対静止を命じられているため、しごん等を使用している。

##### 4. 入浴

- ① 自分では体を洗ったり拭いたりすることができない。
- ② 自分では浴槽の出入りができるない。
- ③ 自分には全く入浴ができない。

##### 5. 衣類の着脱

衣類を工夫しても自分では全く手足を衣類に通せない。

#### 別表2

- ① 徘徊をする、または、迷子になる。
- ② 過食、拒食または異食をする。
- ③ 所かまわず排せつをする、または、弄便等の不潔行為をする。
- ④ 亂暴行為または破壊行為をする。
- ⑤ 興奮し騒ぎだてる。
- ⑥ 火の不始末をする。
- ⑦ 物を盗む、または、むやみに物を集める。

### 第3条（普通約款との関係）

この特約条項に規定されていない事項については、この特約条項の趣旨に反しない限り、普通約款の規定を準用します。

## 43. 支払限度期間設定特約条項

#### 第1条（支払限度期間の設定）

当会社は、この特約条項により、介護費用保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（用語の定義）第6号を次のように読み替えて適用します。

##### ⑥ 支払対象期間

被保険者が要介護状態であることを医師（保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が医師である場合には、これらの者以外の医師をいいます。以下同様とします。）が診断した日（以下「支払対象期間開始日」といいます。）から次のうちいずれか早い日（以下「支払対象期間終了日」といいます。）までの期間をいいます。

イ、被保険者が要介護状態でなくなった日

ロ、支払対象期間開始日から保険証券記載の支払限度期間を経過した日

#### 第2条（保険契約の失效）

保険金を支払うべき要介護状態が、その要介護状態の支払対象期間開始日から保険証券記載の支払限度期間を経過した日まで継続したときは、この保険契約は効力を失います。

### 第3条（普通約款との関係）

この特約条項に規定されていない事項については、この特約条項の趣旨に反しない限り、普通約款の規定を準用します。

## 9A. 団体扱保険料分割払特約条項（一般A）

### 第1条（特約の適用）

この特約は、次の各号に定める事項が具備されていることを条件として適用されます。

① 保険契約者が公社、公團、会社等の企業体（法人・個人の別を問いません。）に勤務し、毎月その企業体から給与の支払を受けていること。

② 次のいずれかの契約が締結されていること。

(a) 保険契約者（一般A-1）による保険料共金契約。ただし、団体が労働基準法第24条に規定する賃金の一部控除に関する骨牌による控除または他の法令に基づき、保険契約者の受け取るべき給与から保険料の控除を行うことができる場合に限る。

(b) 団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組合（以下この条において「職域労働組合等」といいます。）と当会社との間の「保険料共金に関する契約書（一般A-2）」による保険料共金契約。ただし、職域労働組合等が前記(a)のただし書に規定する団体によって控除された保険料を受領することができる場合に限る。

③ 保険契約者が、当会社との間に「保険料共金に関する契約書（一般A-1）」または「保険料共金に関する契約書（一般A-2）」による保険料共金契約（以下「基本契約」といいます。）を締結した者（以下「共金者」といいます。）に次のことを委託し、共金者にそれを承諾していること。

(a) 共金者が団体である場合には、保険契約者の受け取るべき給与から保険料を控除して、これを当会社の指定する場所に預けうこと。

(b) 共金者が職域労働組合等である場合には、団体によって控除された保険料を団体から受領して、これを当会社の指定する場所に支払うこと。

### 第2条（保険料の分割払）

当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料（この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。以下同様とします。）を保険証券記載の回数および金額（以下「分割保険料」といいます。）に分割して払い込むことを承認します。

### 第3条（分割保険料の払込み）

① 保険契約者は、第1回分割保険料を保険契約締結のとき直接当会社に払い込むか、または共金契約に定めるところにより、共金者を通じて払い込まなければなりません。

② 第2回以後の分割保険料は、共金契約に定めるところにより、共金者を通じて払い込まなければなりません。

### 第4条（保険料領収書の事故）

保険期間が始まった後でも、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、第1回分割保険料が共金契約に定めるところにより、共金者を通じて払い込まれる場合には、この限りでありません。

(1) 第1回分割保険料の領収前に、傷害、疾患その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

(2) 第1回分割保険料の領収前に、要介護状態となった場合

### 第5条（追加保険料の払込み）

① 介護費用保険普通約款（以下「普通約款」といいます。）または積立型基本特約（以下「基本特約」といいます。）に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求したときは、保険契約者は、共金者を通じて、その全額を一度に当会社に払い込まなければなりません。

② 保険契約者が前項の追加保険料の払込みを立ったときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、普通約款または基本特約にこれと異なる規定がある場合は、この限りでありません。

(1) 追加保険料の領収前に、傷害、疾患その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

(2) 追加保険料の領収前に、要介護状態となった場合

### 第6条（保険料領収書の発行）

当会社は、共金者を通じて払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を共金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

### 第7条（特約の失効または解除）

① この特約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その事実が発生したことにより共金者による保険料の共金が不能となった最初の給付支払日（以下「共金不能日」といいます。）から将来に向かってのみその効力を失います。

(1) 共金契約が解除された場合

(2) 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合

(3) 保険契約者の受け取るべき給与から保険料を控除することを拒んだ場合

(4) 前3号の場合のほか、この保険契約について共金契約に基づく共金者による保険料の共金が行われなくなった場合

② 当会社は、この保険契約に係る共金契約の対象となる保険契約者の人数（同一の保険契約者が複数の団体扱保険料分割払に係る特約付保険契約を締結している場合は1名と数えます。）が20名未満である場合には、この特約を解

除することができます。

③ 第1項第1号の事実が発生したときまたは前項の規定により当会社がこの特約を解除したときは、当会社は、遅滞なく、書面をもって保険証券記載の保険契約者の住所（普通約款に定めるところに従い、保険契約者の住所変更に関する通知があったときは、その住所または通知先をいいます。）にあててその旨を通知します。

### 第8条（特約の失効または解除後の未払込分割保険料の払込み）

① 保険契約者は、前条第1項の規定によりこの特約が効力を失ったときは共金不能日の属する月の翌月末日までに、同条第2項の規定によりこの特約が解除されたときは解除日が属する月の翌月末日までに未払込分割保険料（当該保険年度の年額保険料から、すでに払い込まれた当該保険年度の分割保険料の額を差し引いた額をいいます。以下同様とします。）の全額を共金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

② 前項に規定する期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれないときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当した場合には保険金を支払いません。

(1) 共金不能日または解除日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に、傷害、疾患その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

(2) 共金不能日または解除日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に、要介護状態となった場合

③ 当会社は、第1項の未払込分割保険料について普通約款第12条（第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力）第2項および同第16条（保険契約の復活）（基本特約付保険料の場合は普通約款第12条（第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力）第2項および基本特約第3条（保険料の振替貸付））の規定を準用します。この場合、普通約款および基本特約の次のとおり読み替えるものとします。

(1) 普通約款第12条（第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力）第2項の規定中「猶予期間」とあるのは「共金不能日または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」

(2) 普通約款第16条（保険契約の復活）第2項の規定中「払込期日が到来している未払込保険料」とあるのは「未払込分割保険料および払込期日が到来している未払込保険料」

(3) 基本特約第3条（保険料の振替貸付）第1項の規定中「払込猶予期間」とあるのは「共金不能日または解除日からの日の属する月の翌月末日までの期間」「「払込猶予」とあるのは「共金不能日または解除日」

④ 第9条（特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法）

① 第7条（特約の失効または解除）第1項の規定によりこの特約が効力を失った場合または同条第2項の規定によりこの特約が解除された場合の翌保険年度以降の保険料の払込方法は、年払とし、この場合の払込期日は、各保険年度の保険期間の初日迄当日とします。

② 保険契約者は、当会社の承認を得て、前項以外の払込方法とすることができます。

### 第10条（特約の効力）

① 基本特約付保険契約の場合は、この特約は、保険契約者がからあらかじめ特約の申出がない限り、積立期間の満了する日の属する月の前々月の給与支払日から将来に向かってその効力を失います。この場合において、保険契約者は、この特約の効力を失した日の属する月の翌月末日までに未払込分割保険料の全額を共金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。ただし、この未払込分割保険料の払込みについては、基本特約第2条（第2回以降の保険料の払込猶予に関する特例）第2項の規定を準用するものとします。

② 保険契約の払込期間が積立期間より短い保険契約については、前項の規定は適用しません。

## 9B. 団体扱保険料分割払特約条項（一般B）

### 第1条（特約の適用）

この特約は、次の各号に定める事項が具備されていることを条件として適用されます。

① 保険契約者は、公社、公團、会社等の企業体（法人・個人の別を問いません。）に勤務し、毎月その企業体から給与の支払を受けていること。

② 次のいずれかの者と当会社との間に「保険料共金に関する契約書（一般B）」による保険料共金契約（以下「共金契約」といいます。）が締結されていること。

(1) 保険契約者が給与の支払を受ける企業体（以下「団体」といいます。）

(2) 団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組合

(3) 保険契約者が、当会社との間に共金契約を締結した者（以下「共金者」といいます。）に次のことを委託し、共金者を通じて承諾していること。

(4) 保険契約者がこの保険契約締結の時に勤務している事業所（以下「当該事業所」といいます。）において、給与支払日に保険契約またはその代理人から直接保険料を共金すること。

(5) 上記(4)により共金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

### 第2条（保険料の分割払）

当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料（この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。以下同様とします。）を保険証券記載の回数および金額（以下「分割保険料」といいます。）に分割して払い込むことを承認します。

### 第3条（分割保険料の払込み）

① 保険契約者は、第1回分割保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込まなければなりません。

② 第2回以後の分割保険料は、共金契約に定めるところにより、共金者を通じて払い込まなければなりません。

### 第4条（保険料領収書の事故）

保険期間が始まった後でも、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、第1回分割保険料が共金契約に定めるところにより、共金者を通じて払い込まれる場合には、この限りでありません。

- (1) 第1回分割保険料の領取前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合  
(2) 第1回分割保険料の領取前に、要介護状態となった場合

#### 第5条 (追加保険料の払込み)

- ① 介護費用保険普通保険契約（以下「普通契約」といいます。）または積立型基本特約（以下「基本特約」といいます。）に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求したときは、保険契約者は、被扶養者を軽くことなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- ② 保険契約者が前項の追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、普通契約または基本特約にこれと異なる規定がある場合は、この限りであります。

- (1) 追加保険料の領取前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合  
(2) 追加保険料の領取前に、要介護状態となった場合

#### 第6条 (保険料領収証の発行)

当会社は、被扶養者を軽く込めた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を被扶養者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

#### 第7条 (特約の失効または解除)

- ① この特約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その事が発生したことにより被扶養者による保険料の支給が不能となった最初の給付支払日（以下「支給不能日」といいます。）から将来に向かってのみその効力を失います。

- (1) 被扶養契約が解除された場合  
(2) 保険契約者が当該事業所において団体から毎月給付の支受けを受けなくなった場合  
(3) 保険契約者はまたはその代理人が保険料を当該事業所において、給付支払日に直接被扶養者に支払わなかった場合  
(4) 前3号の場合のほか、この保険契約について被扶養契約に基づく被扶養者による保険料の支給が行われなかった場合

- ② 当会社は、この保険契約に係る支給不能の対象となる保険契約者の人数（同一の保険契約者が複数の団体保険料分割払による特約付保険契約を締結している場合は1名と数えます。）が20名未満である場合には、この特約を解除することができます。

- ③ 第1項第1号の事実が発生したときは前項の規定により当会社がこの特約を解除したときは、当会社は、遅延なく、書面をもって保険証記載の保険契約者の住所（普通契約に定めるところに従い、保険契約者の住所変更に関する通知があったときは、その住所または通知先をいいます。）にあててその旨を通知します。

#### 第8条 (特約の失効または解約後の未払込分割保険料の払込み)

- ① 保険契約者は、前条第1号の規定によりこの特約が効力を失ったときは支給不能日の属する月の翌月末日までに、同条第2項の規定によりこの特約が解除されたときは解約日の属する月の翌月末日までに未払込分割保険料（当該保険年度の年齢保険料から、すでに払い込まれた当該保険年度の分割保険料の全額を差し引いた額をいいます。以下同様とします。）の全額を被扶養者を軽くことなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

- ② 前項に規定する期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれないときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当した場合には保険金を支払いません。

1. 被扶養不能日または解除日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合  
2. 被扶養不能日または解除日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に、要介護状態となった場合

- ③ 当会社は、第1項の未払込分割保険料について普通契約第12条（第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力）第2項および第16条（保険契約の復活）（基本特約付保険契約の場合は普通契約第12条（第2回以降の保険料の払込猶予および保険契約の効力）第2項および基本特約第3条（保険料の払込猶予）の規定を準用します。この場合、普通契約および基本特約を次のとおり読み替えるものとします。）の規定で第1項の規定中「猶予期間」とあるのは「被扶養不能日または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」

2. 普通契約第16条（保険契約の復活）第2項の規定中「払込期日が到来している未払込保険料」とあるのは「未払込分割保険料および払込猶定期が到来している未払込保険料」  
3. 基本特約第3条（保険料の払込猶予）第1項の規定中「払込猶予期間」とあるのは「被扶養不能日または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」、「払込期日」とあるのは「被扶養不能日または解除日

- 第9条 (特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法)

- ① 第7条（特約の失効または解約）第1項の規定によりこの特約が効力を失った場合は同条第2項の規定によりこの特約が解除された場合の翌保険年度以降の保険料の払込方法は、年払とし、この場合の払込期日は、各保険年度の保険期間の初日応当日とします。

- ② 保険契約者は、当会社の承認を得て、前項以外の払込方法とすることができます。

#### 第10条 (特約失効の特例)

- ① 基本特約付保険契約の場合は、この特約は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がない限り、積立期間の満了する日の属する月の前々月の給付支払日から将来に向かってその効力を失います。この場合において、保険契約者は、この特約の失効した日の属する月の翌月末日までに未払込分割保険料の全額を被扶養者を軽くことなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。ただし、この未払込分割保険料の払込みについては、基本特約第2条（第2回以降の保険料の払込猶予に関する特約）第2項の規定を準用するものとします。

- ② 保険料の払込期間が積立期間より長い保険契約については、前項の規定は適用しません。

## 9C. 団体保険料分割払特約条項（一般C）

#### 第1条 (特約の適用)

この特約は、次の各号に定める事項が具備されていることを条件として適用されます。

- ① 保険契約者が会社、公団、会社等の企業体（法人・個人の別を問いません。）に勤務し、毎月その企業体から預金口座への振込みにより給与の支払を受けていること。  
② 団体（保険契約者が勤務し、毎月給与の支払を受けている企業体をいいます。）に勤務する者によって構成されおり、かつ、保険契約者がその構成員となっている労働組合または労働組合と当会社との間に「保険料支給に関する特約書（一般C）」による保険料支給契約（以下「支給不能日」といいます。）が締結されていること。  
③ 保険契約者が、当会社との間に支給契約を締結した者（以下「被扶養者」といいます。）に次のことを委託し、被扶養者がそれを代行すること。  
(1) 保険契約者がその給与の振込みを受けている預金口座（以下「給与振込口座」といいます。）から、預金口座振替により、保険料を給与支払日から5日以内に支給すること。  
(2) 上記(1)により支給した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

#### 第2条 (保険料の分割払)

当会社は、この特約により、保険契約者が年齢保険料（この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。以下同様とします。）を保険証記載の回数および金額（以下「分割保険料」といいます。）に分割して払い込むことを承認します。

#### 第3条 (分割保険料の払込み)

- ① 保険契約者は、第1回分割保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込まなければなりません。  
② 第2回以後の分割保険料は、被扶養契約に定めるところにより、被扶養者を軽く込めた場合

#### 第4条 (保険料領収証の発行)

保険期間が始まった後でも、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、第1回分割保険料が被扶養契約に定めるところにより、被扶養者を軽く込めた場合には、この限りではありません。

1. 第1回分割保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合  
2. 第1回分割保険料の領収前に、要介護状態となった場合

#### 第5条 (追加保険料の払込み)

- ① 介護費用保険普通保険契約（以下「普通契約」といいます。）または積立型基本特約（以下「基本特約」といいます。）に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求したときは、保険契約者は、被扶養者を軽くことなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

- ② 保険契約者が前項の追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。ただし、普通契約または基本特約にこれと異なる規定がある場合は、この限りであります。

1. 追加保険料の領収前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合  
2. 追加保険料の領収前に、要介護状態となった場合

#### 第6条 (保険料領収証の発行)

当会社は、被扶養者を軽く込めた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を被扶養者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

#### 第7条 (特約の失効または解除)

- ① この特約は、次の各号に掲げる事実のいずれかに該当する場合で、第1号もしくは第2号の事実のときは、その事が発生したことにより被扶養者による保険料の支給が不能となった日の直前の給付支払日、または第3号もしくは第4号の事実のときは、その事が発生した日（以下「支給不能日等」といいます。）から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、第2号については、被扶養者が保険契約者に代わって保険料を給与支払日から10日以内に当会社に支払った場合には、この限りでありません。

1. 被扶養契約が解消されたこと。  
2. 保険契約者はまたは被扶養者の責に付すべき事由により、保険料が給与支払日から5日以内に給与振込口座から被扶養者の預金口座へ振替えられなかったこと。  
3. 保険契約者が毎月給与振込口座への振込みによる給与の支払を受けなくなったこと。

4. 当会社が被扶養者からこの保険契約について被扶養契約に基づく保険料の支給を行わなくなつた旨の通知を受けたこと。

5. 当会社は、この保険契約に係る被扶養契約の対象となる保険契約者の人数（同一の保険契約者が複数の団体保険料分割払による特約付保険契約を締結している場合は1名と数えます。）が20名未満である場合には、この特約を解除することができます。

6. 第1項第1号もしくは第4号の事実が発生したときは前項の規定により当会社がこの特約を解除了ときは、当会社は、遅延なく、書面をもって保険証記載の保険契約者の住所（普通契約に定めるところに従い、保険契約者の住所変更に関する通知があったときは、その住所または通知先をいいます。）にあててその旨を通知します。

7. 第1回分割保険料の払込み

- ① 保険契約者は、前条第1項の規定によりこの特約が効力を失ったときは被扶養不能日等の属する月の翌月末日までに、同条第2項の規定によりこの特約が解除されたときは解除日属する月の翌月末日までに未払込分割保険料（当該保険年度の年齢保険料から、すでに払い込まれた当該保険年度の分割保険料の全額を差し引いた額をいいます。以下同様とします。）の全額を被扶養者を軽くことなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。



2 指定貨付による貸付金の利息は、当会社の定める利率（年6分以内）により払込猶予期間の満了日の翌日から次の払込猶予期間の満了日までについて計算し、次の払込猶予期間が満了すること（保険料の払込期間が積立期間より長い保険契約における最終回の保険料の払込猶予期間満了日以降は1年ごと）に元金に算り入れます。

3 当会社は、次の各号に掲げる遅い金の支払（第1項第2号、第3号または第2項の遅い金）

4 普通契約第1条（当会社の支払責任）の保険金

第4条（保険料の払込猶予および保険契約の効力）

普通契約第19条（保険料の追徴または遅延一更正の申出に対して承認をする場合）第1項第1号もしくは第2号の規定により当会社が請求する保険料または普通契約第34条（契約年齢または性別との誤りの処理）第1項第2号もしくは第2項の規定により当会社が請求する保険料については、当会社が普通契約第18条（告知義務）第2項第3号の規定による承認をした日または普通契約第34条（契約年齢または性別との誤りの処理）第1項第2号もしくは第2項の規定により当会社が保険料を請求した日の遅延の月の翌月末日（この条において以下「払込期限」といいます。）までに払い込まなければなりません。この場合において、当会社の請求に付し保険契約者がその支払を怠ったときは、この保険契約は、払込期限の翌日から効力を失います。ただし、保険契約者から反対の申出がない限り前の規定を適用します。

第5条（遅い金の支払一無効および失効の場合）

1 保険契約が無効の場合または失効の場合には、当会社は普通契約第25条（保険料の遅延一無効および失効の場合）

または普通契約第34条（契約年齢または性別との誤りの処理）第1項第1号の規定により支払われるべき遅延保険料のほか、次の各号に掲げる遅い金を保険契約者に支払います。

1 保険契約が無効の場合において、保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。）に故意および重大な過失がなかったときは、すでに払い込まれたこの特約の保険料（以下「特約保険料」といいます。）に当会社の定める利率（年6分以内）により計算した利息を付した遅い金

2 保険契約が無効の場合において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。）に故意または重大な過失があったときは、別表1B表により計算した遅い金

3 保険契約が失効の場合には、別表1A表またはB表により計算した遅い金

2 当会社は、別表1（特約の失効）の規定によりこの特約が失効した場合には、別表1B表により計算した遅い金を保険契約者に支払います。

3 当会社が前2項の遅い金（以下この条において「遅い金」といいます。）を支払う場合において、当会社は、保険契約者が遅い金を支払べき保険料のうち未払部分があるときはその額を、第3条（保険料の振替貸付）第3項および第9条（契約者貸付の返済への充当）の規定により遅い金から差し引きべき額があるときはそれらの合計額を、返済金から差し引き、その残額を支払います。

4 当会社が前2項の遅い金（以下この条において「遅い金」といいます。）を支払う場合において、当会社は、保険契約者が遅い金を支払べき保険料のうち未払部分があるときはその額を、第3条（保険料の振替貸付）第3項および第9条（契約者貸付の返済への充当）の規定により遅い金から差し引きべき額があるときはそれらの合計額を、返済金から差し引き、その残額を支払います。

5 当会社が前2項の遅い金（以下この条において「遅い金」といいます。）を支払う場合において、当会社は、保険契約者が遅い金を支払べき保険料のうち未払部分があるときはその額を、第3条（保険料の振替貸付）第3項および第9条（契約者貸付の返済への充当）の規定により遅い金から差し引きべき額があるときはそれらの合計額を、返済金から差し引き、その残額を支払います。

6 保険契約者が遅い金の支払を受けようとするときは、別表3に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

7 当会社は、別表3に掲げる書類以外の書類の提出を求めることができます。

8 保険契約者が前3項の書類を提出しなかったとき、または提出書類に知っている事実を記載しなかったときもしくは不実の記載をしたときは、当会社は、遅い金を支払いません。

第6条（遅い金の支払一解除および保険責任の終了の場合）

1 保険契約が終了または削除されたときは、当会社は、普通契約第26条（保険料の遅延一解除および保険責任の終了の場合）の規定により支払われるべき遅延保険料のほか、別表1A表またはB表により計算した遅い金（以下の条において「遅い金」といいます。）を保険契約者に支払います。

2 前項の規定にかかわらず、当会社は、次の場合は、第7条（保険金支払による特約の終了）の規定によりこの特約が終了しないことを確認できたときに限り遅い金を支払います。

1 保険契約の解消前に、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じていた場合

2 保険契約の解消前に、要介護状態になっていた場合

3 当会社が、遅い金を支払う場合において、保険契約者が払い込むべき保険料のうち未払部分があるときはその額を、第3条（保険料の振替貸付）第3項および第9条（契約者貸付の返済への充当）の規定により遅い金から差し引きべき額があるときはそれらの合計額を、遅い金から差し引き、その残額を支払います。

4 当会社が前3項の規定により遅い金を支払う場合には、前条第4項から第8項までの規定を適用します。

第7条（保険金支払による特約の終了）

1 支払対象期間の各月末（支払対象期間終了日の翌月については、支払対象期間終了日です。以下、本項において「判定日」といいます。）において、普通契約第1条（当会社の支払責任）の保険金について、次の各号の金額の合計が、保険証券記載の積立期間満了時遅い金の額の5倍に相当する額以上となったときは、この特約は、判定日の午後1時を終了します。

1 医療費用・介護賃料費用保険金については、当該支払対象期間開始日から判定日までの期間に被保険者が負担

した費用に対して支払われるべき保険金の額

2 介護賃料費用保険金については、当該支払対象期間開始日から判定日までの期間に對して支払われるべき保険金の額

3 際時費用保険金については、当該支払対象期間開始日から判定日までの期間に被保険者が負担した費用に対して支払われるべき保険金の額

2 前項の場合には、当会社は、特約保険料にかかる遅い金を支払いません。ただし、保険証券記載の保険料の払込方法が一時払の保険契約、保険料の払込期間が積立期間より短い保険契約または普通契約第13条（保険料の前納）第1項の規定により保険料を前納した保険契約については、当会社は、別表1C表により計算した遅い金を保険契約者に支払います。

3 当会社が前項ただし書の遅い金を支払う場合には、第5条（遅い金の支払一無効および失効の場合）第4項から第8項までの規定を適用します。

第8条（契約者貸付）

1 普通契約者は、第5条（遅い金の支払一無効および失効の場合）第1項第3号に規定する別表1B表により計算した遅い金（この条の貸付金または指定貸付による貸付金があるときは、その元利合計額を差し引いた残額とします。）の90%の範囲内で、当会社の定めるところに従い貸付（以下「契約者貸付」といいます。）を受けることができます。

2 契約者貸付を受ける場合の取扱いは、別表2とのおりとします。

3 契約者貸付を受ける場合において、普通契約もしくはこれに付帯された特約に規定する保険金請求権または遅い金請求権のいずれかに質権を設定するととき、またはこれらの場合の請求権のいずれかを譲渡するときには、保険契約者はあらかじめ、背面により当会社の承諾を得なければなりません。

第9条（契約者貸付の返済への充当）

当会社は、次の各号に掲げる遅い金等のいずれかを支払う場合において、契約者貸付による貸付金があるときは、貸付金元利合計額の返済に充当した後、残額を支払うものとします。

1 第5条（遅い金の支払一無効および失効の場合）第1項および第2項の遅い金

2 第6条（遅い金の支払一解除非保険責任の終了の場合）第1項の遅い金

3 第12条（積立期間満了時遅い金の支払）第1項本文の積立期間満了時遅い金

4 普通契約第1条（当会社の支払責任）の保険金

第10条（保険料の振替貸付との関係）

保険契約者は、契約者貸付を受ける場合においても、次の各号の元利合計額を合計した額が第5条（遅い金の支払一無効および失効の場合）第1項第3号に規定する別表1B表により計算した遅い金をこえない場合に限り、第3条（保険料の振替貸付）の規定の適用を受けることができます。

1 指定貸付による貸付金については、払込猶予期間の満了日の翌日から次の払込猶予期間の満了日までについて計算した元利合計額（すでに指定貸付による貸付金があるときは、その元利合計額を含みます。）

2 契約者貸付による貸付金については、貸付を受けた日から前号の計算期間末日までについて計算した元利合計額

第11条（特約の失効）

指定貸付による貸付金および契約者貸付による貸付金について、前条と同様の計算期間、方法により元利合計額（保険料の払込方法が一時払の保険契約で契約者貸付による貸付金について貸付期間満了日までに元利合計額の返済がなされた場合は、別表2に規定する貸付期間延長時の貸付金における元利合計額）を計算し、その合計額が第5条（遅い金の支払一無効および失効の場合）第1項第3号に規定する別表1B表により計算した遅い金をこえるときは、この特約は、払込猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。

第12条（積立期間満了時遅い金の支払）

1 当会社は、積立期間が満了した場合において、保険料全額の払込み（第2条（第2回以降の保険料の払込猶予に関する特例）第2項の規定に基づき積立期間満了時遅い金から差し引くことによる保険料の払込みおよび契約者貸付による保険料の払込みを含みます。）が完了しているときは、保険証券に記載された積立期間満了時遅い金（以下「積立期間満了時遅い金」といいます。）を保険契約者が死亡した場合は、その保険契約者の法定相続人に支払います。ただし、第2条（第2回以降の保険料の払込猶予に関する特例）第2項、第3条（保険料の振替貸付）第3項および第9条（契約者貸付の返済への充当）の規定により積立期間満了時遅い金から差し引き、その残額を支払います。

2 積立期間が満了した場合は、積立期間満了時遅い金の支払は、保険契約者からその支払方法についての指定があり当会社がこれを承認した場合において、保険料全額の支払を含みます。

3 積立期間が満了した場合は、積立期間満了時遅い金の支払は、当会社に到着した日の翌日から起算して20日以内に行います。

4 保険契約者が積立期間満了時遅い金の支払は、当会社があらかじめ承認した場合を除いては、日本国内において、日本国外をもって行います。

5 保険契約者が積立期間満了時遅い金の支払を受けようとするときは、別表3に掲げる書類のうち当会社が求めらるるものを受けなければなりません。

6 当会社は、別表3に掲げる書類以外の書類の提出を求めるることができます。

7 保険契約者が前2項の書類を提出しなかったとき、または提出書類に知っている事実を記載しなかったときもしくは不実の記載をしたときは、当会社は、積立期間満了時遅い金を支払いません。

8 積立期間が満了した場合は、積立期間満了時遅い金請求権は、積立期間満了日の翌日から起算して3年を経過した時に消滅します。

### 第13条（契約者配当）

① 当会社は、積立期間の初日の満する事業年度末において積立保険料の運用益が当会社の予定した利準（特約保険料、積立期間満了時返り金等を算出する際に用いた利準をいいます。本項において以下同様とします。）に基づく運用益をこえた場合、そのこえた部分の運用益のうち、主務官庁の認可を得た所定の方法により計算された金額を契約者配当準備金として積み立て、さらに、その翌事業年度以降の毎事業年度末において当該事業年度にかかる積立保険料の運用益と当会社の予定した利準に基づく運用益との差額のうち主務官庁の認可を得た所定の方法により計算された金額を前事業年度の契約者配当準備金に積み増しますは取り消します。

② 当会社は、前項の契約者配当準備金を、次の各号に掲げる契約に対して、主務官庁の認可を得た所定の方法により計算し、契約者配当金として支払います。

① 積立期間が10年の保険契約については、積立期間が満了した契約

② 積立期間が10年をこえる保険契約については、第10保険年度末日にこの特約が有効な契約

③ 契約者配当金は、次の各号のとおり保険契約者に支払います。

① 前項第1号の契約に対しては、積立期間満了時返り金と同時に支払います。

② 前項第2号の契約に対しては、次に掲げる返り金等のいずれかと同時に支払います。

イ、第5条（返り金の支払－無効および失効の場合）第1項第3号および第2項の返り金

ロ、第6条（返り金の支払－解除および保険責任の終了の場合）第1項の返り金

ハ、積立期間満了時返り金

ニ、第7条（保険金支払による特約の終了）第1項の規定が適用される場合の保険金

④ 当会社は、次の各号に掲げる契約に対しては契約者配当金は支払いません。

① 積立期間が10年の保険契約については、積立期間の満了以前に終了した契約、失効した契約、解除了された契約、この特約が終了した契約またはこの特約が失効した契約

② 積立期間が10年をこえる保険契約については、第10保険年度末日以前に終了した契約、失効した契約、解除了された契約、この特約が終了した契約またはこの特約が失効した契約

⑤ 契約者配当金の請求方法等については、前条第2項から第6項までの規定を準用します。

⑥ 契約者配当金請求権は、第2項第1号の契約については積立期間満了日の翌日から起算して3年を経過した時に消滅し、同項第2号の契約については保険契約の終了日、失効日もしくは解約日の翌日またはこの特約の終了日もしくは失効日の翌日または積立期間満了日の翌日から起算して3年を経過した時に消滅します。

### 第14条（保険料未払免除後の特約の取扱い）

普通約款第14条（第2回以降の保険料の払込免除）第1項の規定が適用される場合には、特約保険料の払込方法にかかわらず、この特約については、保険料の払込免除が適用される各保険年度の初日において、年額特約保険料の払込みがあったものとして取扱います。

### 第15条（積立期間満了に伴う特約の終了）

この特約は、積立期間の満了した時に終了するものとします。

### 第16条（この特約付帯された保険契約との関係）

① この特約付帯された保険契約が無効のときは、この特約も無効とします。  
② この特約が付帯された保険契約が積立期間の中途において終了したときは、この特約も同時に終了するものとします。

③ 第7条（保険金支払による特約の終了）第1項、第11条（特約の失効）または前条の規定によりこの特約が終了または失効した場合には、この特約が付帯された保険契約は、以後この特約の付帯がなかったものとして継続するものとします。

### 第17条（保険契約の復活時の特約の取扱い）

普通約款第16条（保険契約の復活）の規定により保険契約が復活した場合においても、この特約は復活しないものとします。

### 第18条（普通約款の適用除外）

普通約款第19条（保険料の追徴または返還－更正の申出に対して承認をする場合）第2項および普通約款第34条（契約年始または性別のある誤りの処理）第3項の規定は適用しません。

### 第19条（普通約款の読み替え）

この特約については、普通約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第16条（保険契約の復活）第1項の規定中「第12条（第2回以降の保険料の払込増子および保険契約の効力）第2項の規定により」とあるのは、「第12条（第2回以降の保険料の払込増子および保険契約の効力）第2項または積立型基本特約第4条（追加保険料の払込増子および保険契約の効力）の規定により」
- ② 第16条（保険契約の復活）第2項の規定中「未払込保険料」とあるのは「未払込保険料（特約保険料を除きます。以下本条において同様とします。）」
- ③ 第17条（保険料の追徴または返還－保険料の改定の場合）第2項の規定中「変更前保険料の変更後保険料に対する割合にたり」とあるのは「変更前保険料の変更後保険料に対する割合（ただし、特約保険料を除いて計算するものとします。）により」
- ④ 第25条（保険料の返還－無効および失効の場合）第1項ならびに第3項、第26条（保険料の返還－解除および保険責任の終了の場合）および第34条（契約年始または性別のある誤りの処理）第1項第1号の規定中「保険料」とあるのは「保険料から特約保険料を控除した額」

第20条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しない限り、普通約款の規定を準用します。

別表1（第5条、第6条、第7条関係）

無効・失効・解約返り金表（標準例）

### 1. 年払契約の場合（払込期間が積立期間と同一の場合）

（積立期間満了時返り金10万円に対し）

#### （1）積立期間10年の場合

（単位：円）

払込特約保険料	経過期間	A表	B表
1年分まで	0年経過		
2年分まで	1年経過		
3年分まで	2年経過		
4年分まで	3年経過		
5年分まで	4年経過		
6年分まで	5年経過		
7年分まで	6年経過		
8年分まで	7年経過		
9年分まで	8年経過		
10年分まで	9年経過		

（単位：円）

#### （2）積立期間20年の場合

（単位：円）

払込特約保険料	経過期間	A表	B表
1年分まで	0年経過		
2年分まで	1年経過		
3年分まで	2年経過		
4年分まで	3年経過		
5年分まで	4年経過		
6年分まで	5年経過		
7年分まで	6年経過		
8年分まで	7年経過		
9年分まで	8年経過		
10年分まで	9年経過		
11年分まで	10年経過		
12年分まで	11年経過		
13年分まで	12年経過		
14年分まで	13年経過		
15年分まで	14年経過		
16年分まで	15年経過		
17年分まで	16年経過		
18年分まで	17年経過		
19年分まで	18年経過		
20年分まで	19年経過		

（単位：円）

#### （3）積立期間30年の場合

（単位：円）

払込特約保険料	経過期間	A表	B表
1年分まで	0年経過		
2年分まで	1年経過		
3年分まで	2年経過		
4年分まで	3年経過		
5年分まで	4年経過		
6年分まで	5年経過		
7年分まで	6年経過		
8年分まで	7年経過		
9年分まで	8年経過		
10年分まで	9年経過		
11年分まで	10年経過		
12年分まで	11年経過		
13年分まで	12年経過		
14年分まで	13年経過		
15年分まで	14年経過		
16年分まで	15年経過		
17年分まで	16年経過		
18年分まで	17年経過		
19年分まで	18年経過		

20年分まで	19年経過
21年分まで	20年経過
22年分まで	21年経過
23年分まで	22年経過
24年分まで	23年経過
25年分まで	24年経過
26年分まで	25年経過
27年分まで	26年経過
28年分まで	27年経過
29年分まで	28年経過
30年分まで	29年経過

## 2. 一時保険料の場合は(保険期間の途中で保険料の全額が払い込まれた場合を含みます。)

(積立期間満了時還付金10万円に対し)

## (1) 積立期間10年の場合

(単位:円)

経過期間	A表	B表	C表
0年経過			
1年経過			
2年経過			
3年経過			
4年経過			
5年経過			
6年経過			
7年経過			
8年経過			
9年経過			

## (2) 積立期間20年の場合

(単位:円)

経過期間	A表	B表	C表
0年経過			
1年経過			
2年経過			
3年経過			
4年経過			
5年経過			
6年経過			
7年経過			
8年経過			
9年経過			
10年経過			
11年経過			
12年経過			
13年経過			
14年経過			
15年経過			
16年経過			
17年経過			
18年経過			
19年経過			
20年経過			
21年経過			
22年経過			
23年経過			
24年経過			
25年経過			
26年経過			
27年経過			
28年経過			
29年経過			

## (3) 積立期間30年の場合

経過期間	A表	B表	C表
0年経過			
1年経過			
2年経過			
3年経過			
4年経過			
5年経過			
6年経過			
7年経過			
8年経過			
9年経過			
10年経過			
11年経過			
12年経過			
13年経過			
14年経過			
15年経過			
16年経過			
17年経過			
18年経過			
19年経過			
20年経過			
21年経過			
22年経過			
23年経過			
24年経過			
25年経過			
26年経過			
27年経過			
28年経過			
29年経過			

## (注)

1. 返還金の計算にあたっては、次に掲げる日を基準日とします。

① 第5条(返還金の支払—無効および失効の場合)第1項第2号においては、当会社が無効の事実を知った日

② 第5条(返還金の支払—無効および失効の場合)第1項第3号においては、この保険契約が失効した日

③ 第5条(返還金の支払—無効および失効の場合)第2項においては、この特約が失効した日

④ 第6条(返還金の支払—解除および保険責任の終了の場合)第1項においては、この保険契約が解除された日

⑤ 第7条(保険金支払による特約の終了)第2項ただし書においては、この特約が終了した日

2. 半年払・月払契約の場合には、上記年払の場合に準じて当会社の定める方法によって計算した額を返還金とします。

3. 上記積立期間以外の積立期間の契約の場合には、上記積立期間の場合に準じて当会社の定める方法によって計算した額を返還金とします。

4. 保険料の払込期間が積立期間より短い契約の場合には、上記に準じて当会社の定める方法によって計算した額を返還金とします。

5. 経過期間に1年未満の端月数がある契約の場合には、上記経過期間の場合に準じて当会社の定める方法によって計算した額を返還金とします。

6. 保険料が前納されている場合には、経過期間分については上記年払の場合に準じて当会社の定める方法によって計算した額を返還金とします。未経過期間分についてはその払い込まれた特約保険料の額に当会社の定める利率および方法により計算した利息を付けて返還金とします。

7. A表、B表およびC表については、その適用区分を次のとおりとします。

## (1) A表を適用する場合

- a. 保険契約が失効した場合において、保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます）に故意および重大な過失がなかったとき。（下記（2）bまたはcに該当する場合を除きます。）
- b. 普通契約第3条（責任の始期および終期）第1項の規定により保険契約が終了したときまたは支払限度期間設定特約第2条（保険契約の失効）の規定により保険契約が失効したとき。
- c. 男女扶助法発動等の場合に当会社が特別措置を定めたとき。
- d. 普通契約第22条（保険契約の解除）第1項の規定により当会社が保険契約を解除したとき。
- e. 保険金額が同額以上となる新たな積立型基本特約付帯介護費用保険契約を締結するため、保険契約者から保険契約解除の申出があったとき。

## (2) B表を適用する場合

- a. 保険契約が無効である場合または失効した場合において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者

き者（これらの者の代理人を含みます。）に故意または重大な過失があったとき。（上記（1） b または c に該当する場合を除きます。）

- b. 普通契約第12条（第2回以降の保険料の払込猶予および契約の効力）第2項の規定により保険契約が失効したとき。
- c. 第4条（追加保険料の払込猶予および保険契約の効力）の規定により保険契約が失効したとき。
- d. 第11条（特約の失効）の規定によりこの特約が失効したとき。
- e. 上記（1）e以外の事由により保険契約者から保険契約解除（一部解除を含みます。）の申出があったとき。
- f. 上記（1）d以外で当会社が保険契約を解除したとき。

（3）C表を適用する場合

- a. 保険料の払込方法が一時払の場合または保険料の払込期間が積立期間より短い場合において第7条（保険金支払による特約の終了）第1項の規定によりこの特約が終了したとき。

無効・失効・解約返りい金は、ご契約内容（保険期間、経過期間、払込方法等）によって異なりますので、詳しくは弊社取扱店までお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。弊社取扱店の電話番号は保険証券に記載されておりますのでご覧ください。

別表2（第8条関係）

1. 契約者貸付を受けることができる保険契約者	契約者貸付を受けようとする時においてこの特約が有効であり、かつ過去に保険金の支払がなされていない保険契約の契約者とします。ただし、普通契約もしくはこれに付帯された特約に規定する保険金請求権または遅延金請求権のいずれかに賃貸設定もしくは差押等がなされている場合または保険契約者の破産の申立がなされている場合等を除きます。
2. 契約者貸付を受けようとするときに必要な書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 契約者貸付を受けようとするときは、次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。           <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 当会社の定める契約者貸付申込書</li> <li>b. 当会社の定める契約者貸付請求書</li> <li>c. 保険証券</li> <li>d. 保険契約者の印鑑証明書</li> </ul> </li> <li>(2) 当会社は、(1)以外の書類の提出を求めることがあります。</li> </ol>
3. 貸付金額の範囲	第8条（契約者貸付）第1項に規定する範囲内で、当会社の定める額を限度とし、1回の貸付につき50,000円以上の金額とします。
4. 貸付期間	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 貸付期間は貸付日から1年間とし、貸付期間満了日までに貸付金元利合計額の返済のないときは、1年ずつ延長します。ただし、積立期間満了日を限度とします。なお、この保険契約が積立期間の中途において終了したときは、貸付期間も終了するものとします。</li> <li>(2) (1)の貸付日とは、貸付金の交付方法が銀行預金口座への振込みである場合には当会社が送金手続を行った日とし、その他の交付方法の場合には別に定める日とします。</li> </ol>
5. 貸付利率	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 当会社所定の利率によります。</li> <li>(2) 貸付期間中において(1)の利率が変更されても適用利率は変更しません。</li> <li>(3) 貸付期間が延長された場合には、延長時における(1)の利率によります。</li> </ol>
6. 貸付金の返済	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 貸付金は、貸付期間満了日までに、利息とともに返済するものとします。</li> <li>(2) 貸付期間が延長されたときは、前貸付期間の利息は、新しい貸付金に元本として繰り入れます。</li> </ol>
7. 利息の支払	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 貸付金に対する利息は、貸付期間1年につき、上記の貸付利率により計算します。</li> <li>(2) 貸付期間が1年未満のときは、日割計算をします。</li> <li>(3) 利息は、貸付金を返済するときに同時に支払うものとします。</li> </ol>
8. 貸付金の交付・返済の方法	銀行預金口座への振込み等、当会社の定める方法によります。
9. 追加貸付（貸増）	すでに契約者貸付を受けている場合で追加して契約者貸付を受けるときは、貸付期間満了日および貸付利率は、すでに受けている貸付と同一とします。ただし、(1)または(3)の規定により、貸付が行えない場合は、この限りではありません。

別表3（第5条、第6条、第7条、第12条、第13条関係）

無効・失効・解除の場合の返りい金および積立期間満了時返れい金等の請求書類

(1) 当会社の定める請求書
(2) 保険証券
(3) 保険契約者の印鑑証明書

## TE. 積立期間満了時返れい金等の分割払等に関する特約案項

### 第1条（分割払または据置払の選択）

① 当会社は、この特約により、積立型基本特約（以下「基本特約」といいます。）の規定により支払われる積立期間満了時返れい金および契約者配当金（以下「積立期間満了時返れい金等」といいます。）の全額または一部について、保険契約者の申出に基づき、分割してまたは据え置いて支払います。

② 保険契約者が前項の規定による申出を行う場合には、積立期間満了日までに行わなければなりません。

### 第2条（分割払または据置払の方法）

① 当会社は、前条第1項の規定による申出に従い、次の各号に掲げるいずれかの方法により、積立期間満了時返れい金等を保険契約者に支払います。

#### （1）分割払

当会社の定める方法により、一定年数にわたり年1回、年2回または年4回に分割して支払います。なお、分割払は、積立期間満了日から5年以内の日に開始するものとします。

#### （2）据置払

当会社の定める方法により、一定年数を選び置いた後支払います。

- ② 分割して支払う1回の積立期間満了時返れい金等（以下「分割金」といいます。）の額または据え置いて支払う積立期間満了時返れい金等（以下「据置金」といいます。）の額は、保険契約者が申し出た分割払または据置払の対象となる積立期間満了時返れい金等の額に基づき、次条に規定する分割金支払証書または据置金支払証書の交付時ににおける当会社の定める利率および方法により計算した額とします。
- ③ 分割金または据置金の額が当会社の定める額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず分割払または据置払を行いません。
- ④ 分割金または据置金の支払は、保険契約者からその支払方法についての指定があり当会社がこれを承認した場合を除いて当会社の本店または支店で行るものとし、特別の事由がない限り、次の各号とのおり行います。
1. 分割金の支払は、分割金支払証書に記載された分割支払日（第6項および第7項の分割金の請求許可額が当会社に到着するのが分割金支払日以後となる場合には、当該書類が到着した日）の翌日から起算して20日以内に行います。
  2. 据置金の支払は、据置金支払証書に記載された据置金支払日（第6項および第7項の据置金の請求許可額が当会社に到着するのが据置金支払日以後となる場合には、当該書類が到着した日）の翌日から起算して20日以内に行います。
- ⑤ 前項の規定による分割金または据置金の支払は、当会社があらかじめ承認した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行います。
- ⑥ 保険契約者が分割金または据置金の支払を受けようとするときは、別表に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- ⑦ 当会社は、別表に掲げる書類以外の書類の提出を求めることができます。
- ⑧ 保険契約者が前2項の書類を提出しなかったとき、または提出書類に知っている事実を記載しなかったときもしくは不実の記載をしたときは、当会社は、分割金または据置金を支払いません。

### 第三条（支払証書）

当会社は、第1条（分割払または据置払の選択）第1項の規定による申出を受けた場合は、基本特約第12条（積立期間満了時返れい金の支払）第2項の規定に基づいて当会社が積立期間満了時返れい金を支払う日までに、積立期間満了時返れい金等の支払に代え、分割金支払証書または据置金支払証書を保険契約者に交付します。

### 第四条（保険契約者の住所変更に関する通知義務）

① 保険契約者が分割金支払証書の住所または通知先を変更したときは、保険契約者（代理人を含みます）は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

② 保険契約者（代理人を含みます）が前項の規定による通知をしなかったときは、当会社の知った最終の住所または通知先に送付した通知は、通常到達するに要する期間を経過した時に保険契約者に到達したものとみなします。

### 第五条（一括払）

① 保険契約者は、将来受け取るべき分割金（以下「未払分割金」といいます。）の一括払または据置期間満了前における据置金の一括払（以下「据置金の中途一括払」といいます。）を書面により当会社に請求することができます。

② 分割金の支払金または据置金の支払日までに保険契約者が死亡したときは、未払分割金または据置金をその法定相続人（法定相続人が2名以上いる場合は他の法定相続人を代理する1名の法定相続人とします。）に一括して支払います。

③ 前2項の規定により一括して支払う未払分割金または据置金（以下この条において「一括払金」といいます。）は、当会社の定める利率および方法により計算した額とします。

④ 一括払金の支払は、保険契約者からその支払方法についての指定があり当会社がこれを承認した場合を除いて当会社の本店または支店で行るものとし、特別の事由がない限り、一括払金支払事由が生じた日または第6項および第7項の請求許可額が当会社に到着した日のいずれか遅い日の翌日から起算して20日以内に行います。

⑤ 前項の規定による一括払金の支払は、当会社があらかじめ承認した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行います。

⑥ 保険契約者が一括払金の支払を受けようとするときは、別表に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

⑦ 当会社は、別表に掲げる書類以外の書類の提出を求めることができます。

⑧ 保険契約者が前2項の書類を提出しなかった時、または提出書類に知っている事実を記載しなかったときもしくは不実の記載をしたときは、当会社は、一括払金を支払いません。

### 第六条（分割払配当等）

① 当会社は、毎事業年度末において、未払分割金または据置金の運用益が当会社の定める利率に基づく運用益をえた場合、そのえた部分の運用益のうち、主務官庁の認可を得た所定の方法により計算された金額を分割払配当等準備金として積み立てます。

② 当会社は、前項の分割払配当等準備金を、主務官庁の認可を得た所定の方法により計算し、次の各号とのおり保険契約者に支払います。

① 分割払の場合には、分割払配当金として最終回の分割金と同時に支払います。

② 据置払の場合には、据置払配当金として据置金と同時に支払います。

③ 前項の規定にかかるわらず、前条の規定により未払分割金の一括払または据置金の中途一括払を行う場合には、当会社は、第1項の分割払配当等準備金を、主務官庁の認可を得た所定の方法により計算し、次の各号とのおり保険契約者に支払います。

① 未払分割金の一括払の場合には、分割払配当金として一括して支払う未払分割金と同時に支払います。

② 据置金の中途一括払の場合には、据置払配当金として一括して支払う据置金と同時に支払います。

④ 分割払配当金または据置払配当金の請求方法等については、第2条（分割払または据置払の方法）第4項から第8項までの規定を準用します。

### 第七条（時効）

① 分割金請求権または据置金請求権は、支払事由が生じた日の翌日から起算して3年を経過した時に消滅します。

② 分割払配当金請求権または据置払配当金請求権は、支払事由が生じた日の翌日から起算して3年を経過した時に消滅します。

### 第八条（特約の継続）

① この特約は、基本特約が積立期間の満了によって消滅した場合でも、分割金または据置金の支払が完了するまで継続するものとします。

② 基本特約が、前項以外の事由によって消滅したときは、この特約も消滅します。

### 第九条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しない限り、普通約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

### 別表（第2条、第5条、第6条関係）

#### 分割金または据置金等の請求書類

1. 当会社の定める請求書
2. 分割金支払証書または据置金支払証書
3. 保険契約者の印鑑證明書

## TC. 積立期間満了時返れい金等による保険料調整特約条項（基本特約用）

### 第一条（特約の適用条件）

当会社は、保険料の全額が払い込まれている場合に限り、この特約を適用します。

### 第二条（保険料の改定による積立保険料の増額・減額）

① 保険証券記載の積立期間の中途において、この特約が付帯された保険契約に適用されている保険料が改定され保険料を変更する必要があるときは、介護費用保険普通保険料（以下「普通約款」といいます。）第17条（保険料の改定または遅延・保険料の改定の場合の）の規定にかかるわらず、当会社は、保険料が改定された日の前の日までの保険年度の翌保険年度以降分の、変更前の保険料と変更後の保険料との差額（以下「差額保険料」といいます。）に基づき、主務官庁の認可を得た所定の方法により計算した額によって、翌保険年度以降分の積立保険料を増額または減額します。

② 当会社は、次の各号に掲げる返れい金のいずれかを支払うときには、前項において積立保険料を増額または減額した額に基づき、それぞれの返れい金の計算方法に準じた方法により計算した額（以下「保険料調整金」といいます。）によって返れい金を増額または減額します。

③ 積立型基本特約（以下「基本特約」といいます。）第5条（返れい金の支払－無効および失効の場合）第1項第3号および第2項の返れい金

④ 基本特約第6条（返れい金の支払－解除および保険責任の終了の場合）第1項の返れい金

⑤ 基本特約第7条（保険金支払による特約の終了）第2項ただし書の返れい金

⑥ 基本特約第12条（積立期間満了時返れい金の支払）第1項本文の積立期間満了時返れい金

第3条（積立保険料減額の場合の例外）

保険料の改定により保険料を変更する必要がある場合であっても、差額保険料を追徴すべき場合で、次の各号のいずれかに該当するときは、当会社は、前条の規定は適用しません。

① 保険契約者から前条の取扱いについてあらかじめ反対の申出があったとき

② 差額保険料が、払込期日における基本特約第5条（返れい金の支払－無効および失効の場合）第1項第3号に規定する別表1B表により計算した返れい金（すでに前条第1項の差額保険料があるときは、差額保険料にかかる保険料調整金相当額を差し引き）または合算し、替替貸付による付替金または契約者貸付による貸付金があるときは、その貸付金元利合計額を差し引いた額とします。）をこえるとき

### 第四条（保険料の振替貸付および契約者貸付との関係等）

基本特約第3条（保険料の振替貸付）第1項、基本特約第6条（契約者貸付）第1項、基本特約第10条（保険料の振替貸付との関係）および基本特約第11条（特約の失効）に規定する別表1B表により計算した返れい金の額は、第2条（保険料の改定による積立保険料の増額・減額）第2項に規定する保険料調整金相当額を差し引いた額または合算した額とします。

### 第五条（基本特約との関係）

① 基本特約が無効のときは、この特約もまた無効とします。

② 基本特約が保険期間の中途において終了または失効したときは、この特約もまた同時に終了または失効するものとします。

## 9E. 初回保険料の口座振替に関する特約条項

### 第一条（特約の適用）

① この特約は、保険契約締結の際に、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ次の各号に掲げる保険料（以下

「初回保険料」といいます。)を口座振替の方法により払い込むことについての合意がある場合に適用します。

- ① 保険料の払込方法が一時払の場合には一時払保険料
- ② 保険料の払込方法が一時払以外の場合には第1回保険料(保険料の払込方法が一部一時払の場合には一時払保険料を含みます。)
- ③ 保険契約者がこの特約の適用を受けようとするときは、次の各号に掲げる条件を満たすことを要します。
  - (1) 保険契約者の指定する口座(以下「指定口座」といいます。)が、当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関(以下「取扱金融機関」といいます。)に、保険契約締結の時に設置されていること。
  - (2) 保険契約者が取扱金融機関に対し、指定口座から当会社の口座への保険料の口座振替を委任すること。
- ④ 第1回保険料の払込み
- ⑤ 初回保険料の払込みは、取扱金融機関ごとに当会社の定める期日(以下「初回保険料払込期日」といいます。)に、指定口座から当会社の口座に振り替えることによって行うものとします。
- ⑥ 初回保険料払込期日が取扱金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による初回保険料の払込みが当該休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、初回保険料払込期日に払込みがあったものとみなします。
- ⑦ 保険契約者は、初回保険料払込明日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかれればなりません。

### 第3条(責任の始期および終期)

当会社の保険責任は、初回保険料払込期日の遅延する月の翌月1日(初回保険料払込期日の翌日から初回保険料払込期日の遅延する月の翌月末までのいずれかの日を、あらかじめ当会社と保険契約者との間で保険期間の初日として定めた場合は、その定めた日)の午前0時(保険証券にこれと異なる時刻が記載されているときはその時刻)に始まり、被保険者が死亡した時に終ります。

### 第4条(初回保険料の口座振替が行われなかつた場合の取扱い)

- ① 第2条(初回保険料の払込み)の規定による初回保険料の払込みが行われなかつた場合には、保険契約者は、初回保険料を初回保険料払込期日の遅延する月の翌月末日(以下この条において「払込期限」といいます。)までに、当会社の指定した場所に払い戻さなければなりません。
- ② 前条の規定にかかわらず、保険期間が始まった後でも、当会社は、次の場合には保険金を支払いません。
  - (1) 初回保険料の領収前に、保険料、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
  - (2) 初回保険料の領収前に、要介護状態となつた場合
- ③ 第1項の場合において、保険契約者が払込期限までに初回保険料の払込みを行わなかつた場合には、この保険契約は、払込期限の翌日から効力を失います。
- ④ 前項の規定によりこの保険契約が失效した場合には、当会社は、介護費用保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)およびこれに付帯された特約の規定にかかわらず、返戻金を支払いません。

### 第5条(準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しない限り、普通約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

## 9H. クレジットカードによる保険料支払に関する特約条項 (積立型基本保険約款付帯契約用)

### 第1条(クレジットカードによる保険料支払の承認)

当会社は、この特約条項に従い、当会社の指定するクレジットカード(以下「クレジットカード」といいます。)により、保険契約者が、この保険契約の保険料(異動時の追加保険料を含みます。以下同様とします。)を支払うことを承認します。ただし、クレジットカード発行会社(以下「カード会社」といいます。)との間で締結した会員規約等(以下「会員規約等」といいます。)に基づく会員またはクレジットカードの使用が認められた者と保険契約者が同一である場合にかぎります。

### 第2条(保険料領収前に生じた事故の取扱い)

- ① 保険契約者から、この保険契約の申込時または異動承認請求時に保険料のクレジットカードによる支払いの申出があった場合は、当会社は、カード会社へ当該カードの有効性および利用限度額内であることを等の確認を行ったうえで、当会社がクレジットカードによる保険料の支払いを承認した時(保険証券記載の保険期間の開始前に承認した時は保険期間の開始した時とします。)以後、この特約条項が付帯された普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)およびこれに付帯された他の特約条項に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- ② 当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定は適用しません。
  - (1) 当会社がカード会社から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの特約条項が付帯された保険契約にかかる保険料相当額をすでに支払っている場合は、このかぎりではありません。
  - (2) 会員規約等に定める手続を行わぬ場合

### 第3条(保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い)

- ① 前条第2項第1号の保険料相当額を領収できない場合には、当会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、カード会社に対してこの特約条項が付帯された保険契約にかかる保険料相当額をすでに支払っているときは、当会社は、その支払った保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。
- ② 保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、前項の規定により当会社が保険料を請求し、保険契約者が遅延なく当該保険料を支払ったときは、前条第1項の規定を適用します。

③ 保険契約者が前項の保険料の支払いを怠った場合は、当会社は保険証券記載の保険契約者の住所(普通約款に定めるところに従い、保険契約者の住所変更に関する通知があったときは、その住所または通知先をいいます。)にあてた書面による通知をもって、この特約条項が付帯された保険契約を解除することができます。

### 第4条(保険料の返還等の特則)

普通約款およびこれに付帯される他の特約条項の規定により、当会社が保険料の返還、返戻金等の支払い、保険料の抵替貸付および契約者貸付を行う場合は、当会社は、カード会社からの保険料相当額の領収を確認の後にこれを行います。ただし、前条第2項の規定により保険契約者が保険料を直接当会社に払い込んだ場合、および保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの特約条項が付帯された保険契約にかかる保険料相当額の全額をすでに支払っている場合は、このかぎりではありません。

### 第5条(準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の主旨に反しないかぎり、普通約款およびこれに付帯される他の特約条項の規定を準用します。

# 全国営業ネットワーク

(平成11年4月1日現在)

取扱店	コード	代表電話	取扱店	コード	代表電話	取扱店	コード	代表電話	取扱店	コード	代表電話	取扱店	コード	代表電話
北海道支店			宮葉二課	33200	(03)3746-6381	小山	18040	(0285)23-4846	三河	58170	(0566)73-9120	津山	72710	(0868)24-4577
自動車営業課	50090	(011)222-6911	宮葉三課	33400	(03)3746-6387	真岡	18070	(0285)84-0131	一宮	58191	(0566)72-0785	倉敷	72020	(086)422-7761
宮葉一課	50110	(011)222-6913	本店営業第四部			利尻	18030	(0284)41-5379	春日井	58192	(0568)83-7250	新見	72220	(0867)72-2390
宮葉二課	50120	(011)222-6921	宮葉一課	41010	(03)5210-3101	那須	18017	(0287)36-8455	岐阜支店			広島支店		
西館	50010	(0138)56-3193	宮葉二課	41020	(03)5210-3102	群馬支店			宮葉課	85010	(058)253-6602	自動車営業課	63040	(082)222-3951
小博	50020	(0134)34-0121	宮葉三課	41030	(03)5210-3103	自転車営業課	14010	(027)233-5311	東濃	85710	(0572)25-2072	宮葉課	63045	(082)222-3961
西商店	50050	(0143)45-5523	宮葉四課	41040	(03)5210-3104	宮葉課	14020	(027)233-5313	高崎	85820	(0577)34-6698	福岡	63010	(0849)31-5556
小牧	50060	(0144)33-9011	宮葉五課	41050	(03)5210-7035	那須	14030	(027)322-6085	大垣	85720	(0584)82-0133	中尾	63710	(0847)46-3371
旭川	50015	(0166)26-0374	公務部			勝田	14035	(0274)24-5858	三重支店			道	63011	(0848)22-9135
北見	50025	(0157)61-3141	宮葉一課	34100	(03)3746-6401	太田	14040	(0276)49-2311	宮葉課	86010	(059)227-0261	三次	63750	(0824)63-1441
稚内	50035	(0162)23-5268	宮葉二課	34200	(03)3746-6404	沼川	14025	(0279)23-5035	伊勢崎	86710	(0596)23-5751	吳	63041	(0823)22-1319
帶広	50045	(0155)23-7191	宮葉三課	34300	(03)3746-6407	伊勢崎	14045	(0270)23-9844	松本支店			山口支店		
釧路	50055	(0154)22-4144	東京自動車営業課			宮葉課	19010	(0263)32-1441	宮葉課	85030	(076)232-2753	宮葉課	88010	(0839)23-2381
秋田支店	82750	(01532)4-7770	宮葉一課	45200	(03)3746-6313	大町	19170	(0261)22-9923	宮葉二課	84050	(076)232-2421	宮葉課	88020	(0834)21-2121
宮葉課	51030	(018)865-5411	宮葉三課	45300	(03)3746-6321	伊那	19050	(0265)78-6001	七ヶ岳	54060	(0767)52-9123	豊田	88030	(0827)21-2426
本庄	51730	(0184)23-2398	宮葉四課	45400	(03)3746-6327	飯坊	19850	(0266)52-8723	富山支店			下関	88040	(0832)23-2181
大館	51035	(0186)43-3914	東京支店	45500	(03)3746-6261	飯田	19750	(0265)22-0023	宮葉課	69015	(0764)21-1441	宇都	88050	(0836)35-0951
大曲	51040	(0187)63-1334	東京セラライズ	70005	(03)3746-6556	木曾福島	19715	(0264)23-3777	高岡	69020	(0766)24-7560	萩原	88710	(0838)25-2981
青森支店			中野	7133	(03)3722-4741	長野支店			魚津	69030	(0765)24-9341	四国支店		
宮葉課	67010	(0177)75-3526	坂井	7140	(03)5764-2141	宮葉課	98010	(026)234-2141	福井支店			宮葉課	64040	(0873)85-5051
むつ	67710	(0175)22-3233	青森	71510	(03)3748-0377	上田	98020	(0268)22-2987	自転車営業課	87010	(0776)21-1460	高知	64030	(0887)84-7711
八戸	67030	(0178)43-9226	八戸	71510	(03)3883-5141	吉東	71510	(0267)63-2413	宮葉課	87020	(0776)21-1461	島根	64010	(0882)62-5932
弘前	67040	(0172)34-1271	吉田	71510	(03)3843-8723	中野	98040	(0269)26-0323	奥越	87720	(0779)65-3723	三島	64045	(0865)24-7571
五所川原	67740	(0173)35-2180	江東	71510	(03)5624-3923	更埴	98710	(026)27-1979	販賣	87730	(0770)22-6023	村田	64060	(0889)32-0535
十和田	67050	(0176)22-8945	葛	71510	(03)3609-0647	山梨支店			大阪自動車営業課			宇和島	64070	(0895)22-0025
山形支店			新宿	70510	(03)3356-3631	宮葉課	81020	(055)235-1361	宮葉課	25010	(06)6267-8532	愛媛支店	64050	(088)841-0310
宮葉課	71010	(023)623-0727	谷	70530	(03)3464-2360	山	81720	(055)32-0057	宮葉課	25020	(06)6267-8541	大西洋	64750	(0839)24-7688
鶴見同	71020	(0235)22-0917	池	70540	(03)3986-0631	吉田	81030	(055)523-6300	大阪企業営業部			条件	64760	(0837)53-4455
酒店	71025	(0234)22-0514	佐竹	71520	(03)3310-4711	山梨	81820	(055)283-2380	宮葉課	60410	(06)6267-8582	九州支店		
米沢	71030	(0238)22-1661	東京支店			宮葉課	60420	(06)6267-8586	宮葉課	60430	(06)6267-8586	自動車営業課	65001	(092)715-1241
仙台支店			企業営業課	76080	(042)526-2329	宮葉課	60440	(06)6267-8582	企業営業課	60450	(06)6267-8586	企業営業課	65004	(092)715-1281
自動車営業課	52010	(022)224-2401	宮葉課	76010	(042)526-2031	宮葉課	60450	(06)6267-8591	宮葉課	60455	(06)6267-8612	宮葉課	65002	(092)715-1251
宮葉課	52011	(022)224-2402	武蔵野	76030	(042)22-9281	川崎	56020	(044)244-2251	宮葉課	60465	(06)6267-8626	宮葉課	65003	(092)715-1271
宮葉二課	52013	(022)224-2403	八王子	76040	(0426)43-0256	横須賀	56050	(048)371-3751	大阪支店	60475	(06)6267-8603	九州支店	65010	(093)521-2534
白石	52713	(0224)25-8322	茨城支店			厚木	56075	(0452)25-1335	宮葉課	70005	(06)6267-8620	自動車営業課	65014	(094)33-9451
古川	52717	(0229)22-6661	宮葉課	15013	(029)231-5167	平塚	56087	(0463)21-0464	宮葉課	70015	(06)6267-8480	日向	65014	(0973)22-1223
仙台	52015	(022)363-2010	大宮	15173	(02955)3-2162	小田原	56093	(0455)23-0245	東大阪	70020	(06)6730-4035	行橋	65017	(0930)25-3011
石巻	52016	(0225)93-2591	日立第一	15020	(0294)37-4344	町田	56097	(0427)29-0055	守山	70030	(06)6993-2572	沖縄支店	65085	(098)862-3641
気仙沼	52715	(0226)23-9525	日立第二	15023	(0294)32-1123	千葉	70040	(06)6834-7340	中九州支店	65785	(098)933-5475	沖縄中部	65785	(098)933-5475
岩手支店			茨城課	83010	(019)624-4325	茨城	20100	(021)42-8751	堺	70070	(0722)36-8848	中九州支店	65810	(096)353-2251
宮葉課	83710	(0193)64-2021	宮葉課	15273	(029)23-6341	宮葉課	20200	(045)212-8761	和田	70090	(0724)22-4405	宮葉課	78710	(0968)44-0020
北上	83015	(0197)65-2244	土浦	15050	(0298)21-1710	宮葉課	53070	(025)243-9321	岸井	70100	(0729)52-5071	八代	78715	(0965)35-7460
一関	83020	(0191)21-1641	鹿島	15750	(0299)93-1723	宮葉課	53080	(025)243-9311	新欣	70110	(0734)31-4401	大分	78720	(0975)34-1521
水沢	83720	(0197)24-8113	水海道	15070	(0297)23-0654	日田	70120	(0735)23-0577	田辺	70720	(0735)23-0578	佐伯	78720	(0972)22-2571
福島支店			糸崎	68020	(024)521-1845	六日町	53810	(0273)7-3655	東洋	70740	(06)6834-7340	佐世保	78730	(0979)24-2765
宮葉課	68710	(0243)22-3331	千葉支店			柏崎	53710	(027)25-9603	堺	70750	(06)6834-7340	明治	78730	(0944)52-0770
原町	68015	(0249)24-3836	自動車営業課	16035	(043)224-7171	宮葉課	53720	(0255)23-7251	京都支店			西九州支店		
郡山	68030	(0249)23-2393	宮葉課	16061	(047)495-5261	宮葉課	53730	(0255)25-8211	企業営業課	59095	(075)241-6381	宮葉課	77010	(095)823-4148
白石	68760	(0249)22-0950	東京支店	16063	(047)414-0156	宮葉課	53740	(0255)25-8211	自動車営業課	59090	(075)241-6371	爆速	77011	(0957)24-3177
いわき	68050	(0246)23-5566	木更津	16070	(0348)25-6551	宮葉課	53750	(0254)23-5101	宮葉課	59080	(075)241-6361	佐賀	77030	(0952)22-2323
いわき南	68750	(0246)63-0823	佐藤	16061	(0478)55-1241	宮葉課	53760	(0254)52-1131	滋賀	59090	(077)522-2018	武雄	77730	(0954)23-5123
盛岡	68040	(0242)27-2833	成田	16068	(0476)23-0835	宮葉課	53770	(0256)32-0722	鷲羽	59040	(0773)77-1313	佐世保	77020	(0956)23-7271
喜多方	68740	(0241)24-4515	原	16065	(0475)25-1751	水口	53780	(0257)29-9603	東洋	59740	(0772)66-0823	明治	78730	(0944)52-0770
自動車営業部			埼玉支店			神戸支店	57045	(054)252-5230	神戸支店	57050	(054)252-5210	宮葉課	66010	(099)250-3323
宮葉課	35100	(03)3248-3377	宮葉課	17015	(048)641-0531	戸田	57052	(0559)62-1213	自動車営業課	61020	(078)321-7851	宮葉課	66012	(099)250-2423
宮葉二課	35200	(03)3248-3384	照原	17020	(0485)23-0918	士	57021	(0545)52-2115	宮葉課	61025	(078)321-7861	川内	66712	(0996)20-2323
宮葉三課	35400	(03)3248-3385	板谷	17020	(0494)25-1181	姫路	57030	(0543)51-2317	姫路	61010	(079)24-3555	指宿	66812	(0993)23-3123
データ販促5	35300	(03)3248-3373	川口	17020	(0476)23-2533	尼崎	57060	(053)454-7261	尼崎	61030	(06)6489-0505	分水	66912	(0995)46-4823
本店営業第一部			久喜	17060	(0480)22-9151	明石	57063	(053)576-5385	明石	61001	(078)911-6731	官場	66040	(0985)24-2924
宮葉一課	31100	(03)3746-6336	今	17070	(048)775-0023	大野	57070	(053)455-0355	淡路	61701	(0799)26-1471	向	66740	(0982)54-1123
宮葉二課	31200	(03)3746-6341	川	17085	(0492)44-2422	伊豆	57720	(0557)36-7956	山陰支店			鹿	66020	(0994)43-9311
宮葉三課	31300	(03)3746-6344	所沢	17090	(042)924-1206	名古屋支店			山陰支店	58110	(052)262-2361	宮葉課	66050	(096)27-1523
本店営業第二部			埼玉自動車営業部			自	58120	(052)262-2351	松江	62030	(0582)21-4903	松江	77010	(095)823-4148
宮葉一課	32100	(03)3746-6356	宮葉課	03010	(048)648-0671	自	58120	(052)262-2351	雲	62031	(0583)23-3600	雲	77011	(0957)24-3177
宮葉二課	32300	(03)3746-6356	宮葉課	03020	(048)648-0681	自	58125	(052)262-2486	見	62032	(0583)23-3600	見	77030	(0952)22-3190
宮葉三課	32400	(03)3746-6363	木支店	03040	(048)648-0681	第	58145	(052)262-2492	取	62040	(0587)26-3341	取	77040	(0954)23-5123
本店営業第三部			自動車営業課	18010	(028)627-4171	第	58155	(052)262-2390	倉	62740	(0588)26-0321	倉	77050	(096)27-1523
宮葉一課	33100	(03)3746-6376	今市	18715	(0288)22-5683	登	58150	(0532)55-3141	山陰支店	72010	(086)222-0451	山陰支店		